

未定稿

第 2 期科学技術基本計画の進捗状況について

－ 科学技術システム改革部分 －

第2期科学技術基本計画のフォローアップのために、平成16年4月15日時点でのデータ
をとりまとめたものであり、今後変更がありえるものである。

目次

1. 研究開発システムの改革
 - (1) 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築
 - (2) 主要な研究機関における研究開発の推進と改革
2. 産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革
3. 地域における科学技術振興のための環境整備
4. 優れた科学技術関係人材の養成とそのための科学技術に関する教育の改革
5. 科学技術振興についての社会とのチャンネルの構築
6. 科学技術に関する倫理と社会的責任（生命倫理）
7. 科学技術振興のための基盤の整備
8. 科学技術活動の国際化の推進

II. 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

1. 研究開発システムの改革

(1) 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築

① 競争的資金の拡充と制度改革

(基本計画のポイント)

● 研究者が研究機関の外部から競争的研究資金を獲得することに加え、研究機関の内部でも競争的な環境を醸成するなど、あらゆる局面で競争原理が働き、個人の能力が最大限に発揮されるシステムを構築する。

● 具体的には、

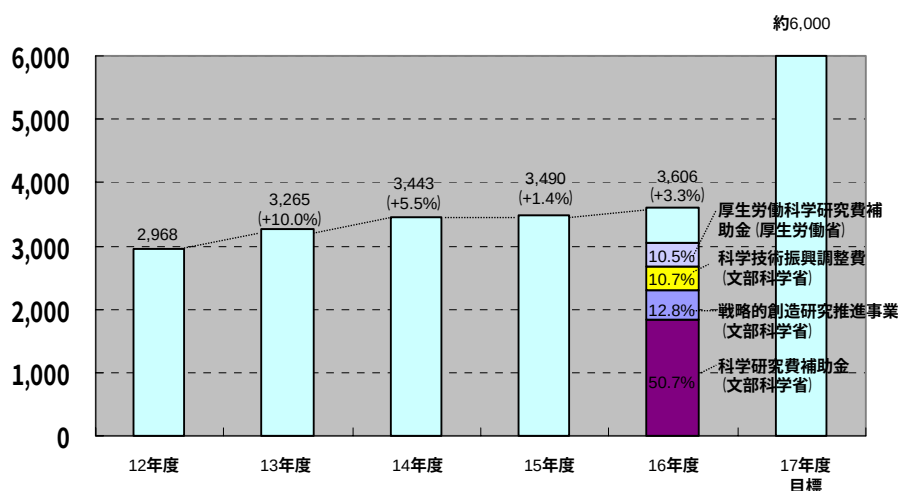
- ① 第2期基本計画期間中に競争的研究資金の倍増を目指す。
- ② 制度改革を徹底する（中間評価及び事後評価の実施、専任で評価する人材として研究経験のある者の確保）。
- ③ 間接経費の拡充（当面30%確保）を図る。

(競争的研究資金の拡充)

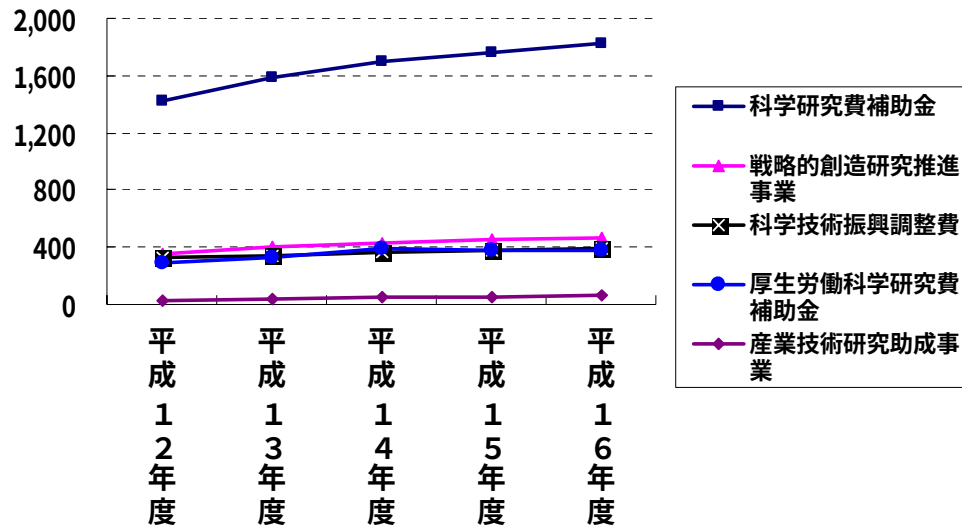
- 平成14年度、平成15年度及び平成16年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」において、競争的研究資金の改革と拡充が指摘されている。これを踏まえ競争的研究資金制度は全体で平成14年度3,443億円（7省23制度、対前年度比+5.5%）、平成15年度3,490億円（7省26制度、対前年度比+1.4%）、平成16年度3,606億円（7省28制度、対前年度比+3.3%）と拡大している。
- 倍増目標の早期の実現に向けて、その拡充に一層の努力が必要である。その際、競争的研究資金の明確な位置づけの下、国立大学の研究費全体のあり方も含め、大学改革（人事・給与システムの改革）や研究者のキャリアパスの再構築と一体的な取り組みが不可欠である。
- また、競争的研究資金の定義及び範囲については、公募形式、採択形式、資金配分形式、実施主体等のクライテリアについて、一層の明確化を図る必要がある。
- 総合科学技術会議と関係府省の一層の連携

総合科学技術会議は、関係府省との一層の連携を図り、競争的研究資金の拡充と制度改革の実現に向けて、適切なフォローアップ及び全体調整を実施していくことが必要である。

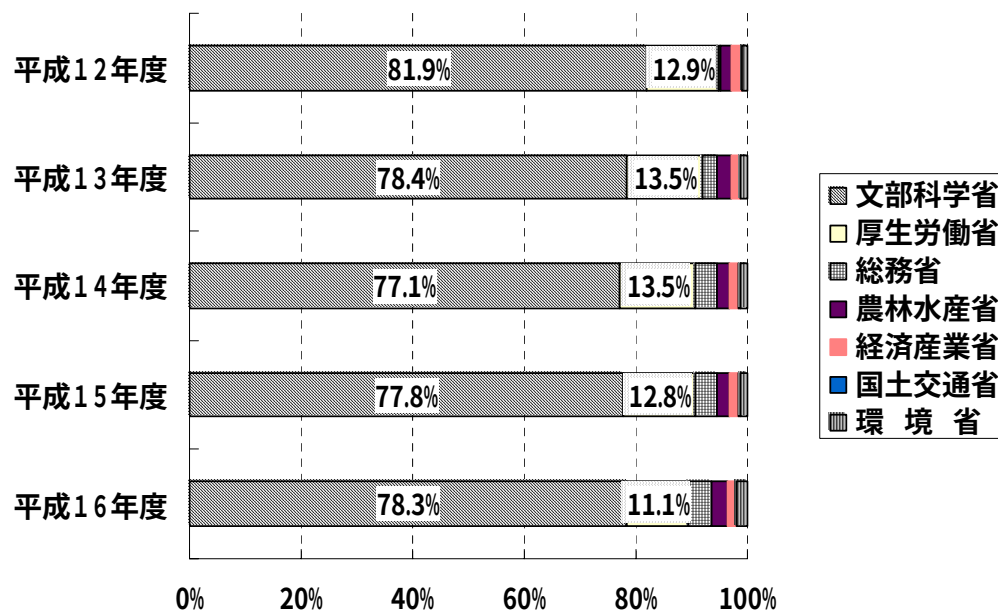
・ 競争的研究資金予算額の推移



・主な競争的研究資金制度予算額の推移



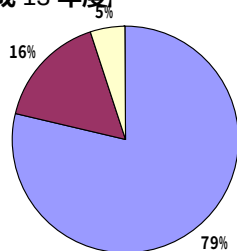
・競争的研究資金に占める各省の割合



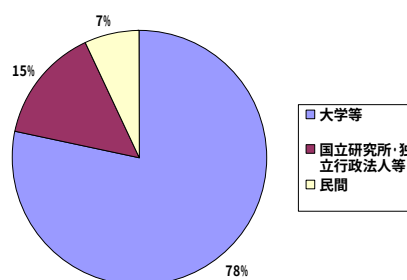
・競争的研究資金の配分状況

競争的研究資金の約 8 割は大学に配分されている。

【平成 13 年度】



【平成14年度】

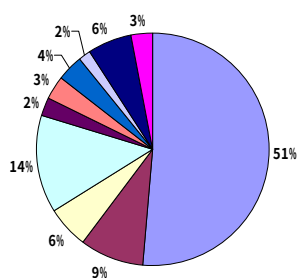


■ 大学等
■ 国立研究所・独立行政法人等
■ 民間

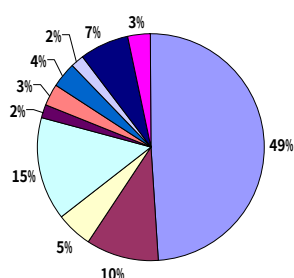
・競争的研究資金の研究分野別配分比率

競争的研究資金の約 5 割がライフサイエンス分野に配分されている。ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料で、約 8 割を占める。

【平成 13 年度】



【平成14年度】

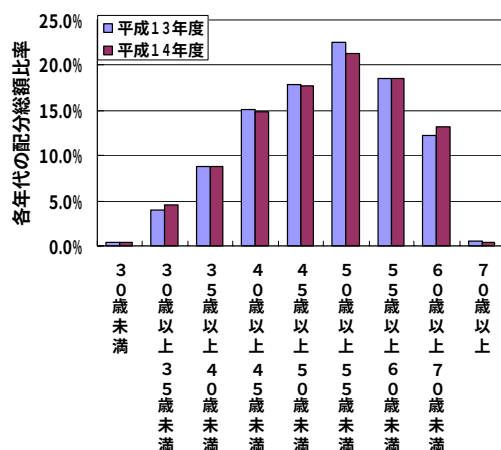


■ ライフサイエンス
■ 情報通信
■ 環境
■ ナノテク・材料
■ エネルギー
■ 製造技術
■ 社会基盤
■ フロンティア
■ 人文・社会
■ 自然科学一般

- ・研究代表者の年代構成（配分総額の分布）

50代以上の研究代表者の課題に全競争的研究資金の5割以上が配分されている。平均配分総額も、研究代表者が50代後半の課題への平均配分額が、30台後半の課題の平均配分額の2倍以上である。

①配分総額の年代別分布



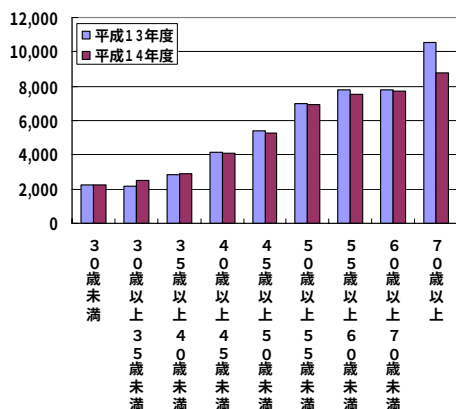
【平成13年度】

年代	件数	配分総額(千円)	配分総額に占める比率
30歳未満	522	1,184,781	0.5%
30歳以上35歳未満	4,647	10,129,258	4.0%
35歳以上40歳未満	7,894	22,367,921	8.9%
40歳以上45歳未満	9,155	38,151,826	15.1%
45歳以上50歳未満	8,329	45,064,213	17.8%
50歳以上55歳未満	8,094	56,789,464	22.5%
55歳以上60歳未満	6,003	46,725,753	18.5%
60歳以上70歳未満	3,998	30,973,533	12.3%
70歳以上	116	1,222,079	0.5%

【平成14年度】

年代	件数	配分総額(千円)	配分総額に占める比率
30歳未満	493	1,114,755	0.4%
30歳以上35歳未満	4,663	11,648,527	4.6%
35歳以上40歳未満	7,803	22,521,696	8.8%
40歳以上45歳未満	9,262	38,024,811	14.9%
45歳以上50歳未満	8,637	45,349,331	17.8%
50歳以上55歳未満	7,859	54,265,020	21.3%
55歳以上60歳未満	6,330	47,480,417	18.6%
60歳以上70歳未満	4,349	33,670,222	13.2%
70歳以上	134	1,176,952	0.5%

②平均配分額（配分総額／課題数）の年代分布



【平成13年度】

年代	件数	配分総額(千円)	配分総額(千円)／件数
30歳未満	522	1,184,781	2,270
30歳以上35歳未満	4,647	10,129,258	2,180
35歳以上40歳未満	7,894	22,367,921	2,834
40歳以上45歳未満	9,155	38,151,826	4,167
45歳以上50歳未満	8,329	45,064,213	5,411
50歳以上55歳未満	8,094	56,789,464	7,016
55歳以上60歳未満	6,003	46,725,753	7,784
60歳以上70歳未満	3,998	30,973,533	7,747
70歳以上	116	1,222,079	10,535

【平成14年度】

年代	件数	配分総額(千円)	配分総額(千円)／件数
30歳未満	493	1,114,755	2,261
30歳以上35歳未満	4,663	11,648,527	2,498
35歳以上40歳未満	7,803	22,521,696	2,886
40歳以上45歳未満	9,262	38,024,811	4,105
45歳以上50歳未満	8,637	45,349,331	5,251
50歳以上55歳未満	7,859	54,265,020	6,905
55歳以上60歳未満	6,330	47,480,417	7,501
60歳以上70歳未満	4,349	33,670,222	7,742
70歳以上	134	1,176,952	8,783

（出典：いずれも政府研究開発データベースに基づき内閣府作成）

(競争的研究資金制度改革について)

- 総合科学技術会議において、平成14年4月より競争的研究資金制度改革プロジェクトを設置し、制度改革の抜本的な推進方策について検討を行い、平成14年6月19日に「競争的研究資金制度改革について(中間まとめ)」を、平成15年4月21日に「競争的研究資金制度改革について」を関係大臣に意見具申した。

(競争的研究資金制度改革についてのポイント)

- ・ 競争的研究資金獲得に対するインセンティブの向上（研究従事者の雇用拡充及び30%の間接経費実現等）と研究機関による研究費及び研究者のエフォートの管理等を推進。
- ・ 制度の目的に応じ、できるだけ多くの研究者が応募できるよう検討。
- ・ 経歴、業績ではなく、研究計画重視の審査の実施と中間評価及び事後評価の体制の整備。
- ・ 若手研究者を中心とした任期付き任用の幅広い導入と競争的研究資金の獲得を業績評価の主要な項目の一つとして位置付け。
- ・ プログラムオフィサー、プログラムディレクターによる一元的管理・評価体制の整備。
- ・ 弾力的運用のため、年度間繰越及び年複数回申請の実施、電子システム化とデータベースの拡充を推進。
- ・ 本省が運用する制度については、その規模や実態を踏まえ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討。
- ・ 大学改革を通じて、競争的な給与・人事システムの構築と研究と教育を区分した予算措置及び管理を導入。

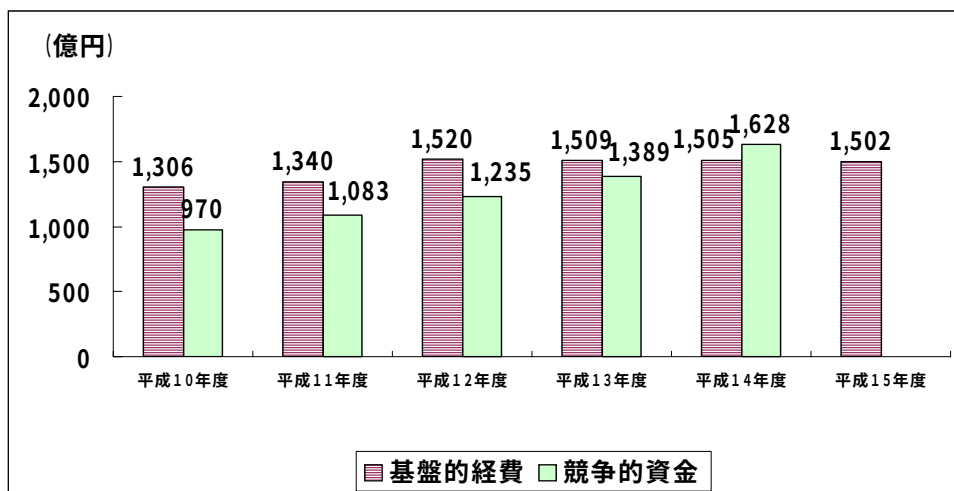
(各省における制度改革の取り組み)

- 全制度で平成14年9月にプログラムオフィサー、プログラムディレクターの設置等の実行計画を策定した。
平成16年3月現在 プログラムオフィサー243人（うち専任10人）、プログラムディレクター17人（うち専任7人）。
- 間接経費については、平成16年度は、28制度のうち、主として民間企業を対象とする等の一部の制度を除き、23制度で導入または導入予定である。
競争的研究資金制度全体での間接経費比率は、平成13年度3.4%から平成14年度7.7%に増加している。
- 年度間繰越に向けて、平成14年度予算においては8制度が繰越明許費に指定され、さらに平成15年度予算においては、新たに科学研究費補助金と厚生科学研究費補助金（全体の60%）も繰越明許費化された。平成16年度予算においては、28制度のうち、24制度、3,426億円（全体の95%）について繰越明許が可能となった。
- 内閣府の政府研究開発データベースにより、競争的研究資金に係る配分実績（平成13年度及び平成14年度）を情報公開した。
- 科学研究費補助金について、企業等の研究者も応募できるよう平成16年度から改正。
- 総合科学技術会議のイニシアティブにより、プログラム・ディレクター会議を開催（第1回平成15年12月）。

(参考)

研究費に占める競争的研究資金の割合は、一貫して拡大しており、平成 15 年度には約 2 割に達している。国立大学における競争的研究資金は、基盤的経費とほぼ同じ規模に達しており、研究費の 5 割以上が競争的研究資金によりまかなわれている研究室・研究グループの割合が、大学においては約 5 割である。

・国立大学における基盤的研究費と競争的研究資金の比較

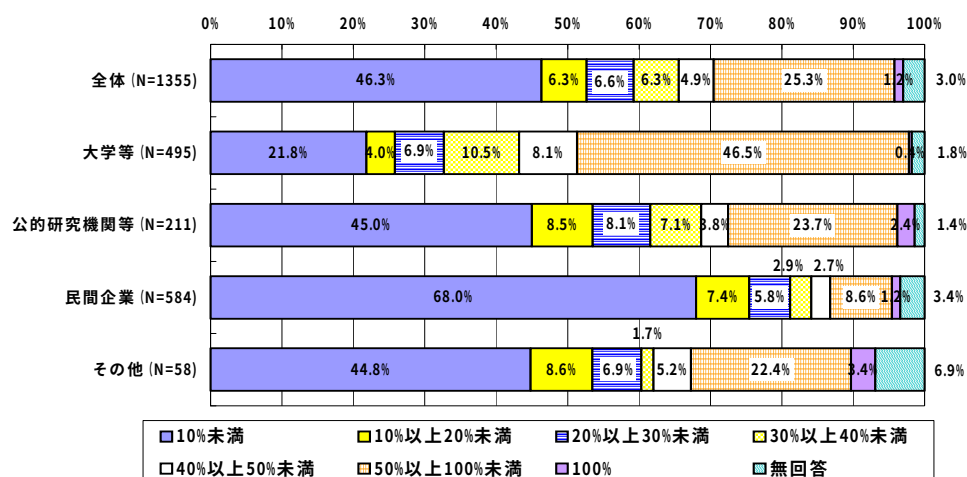


注1：「基盤的経費」＝集計対象とした基盤的経費は、国立学校特別会計における教育研究基盤校費のうち科学技術関係経費登録分（教官当積算校費、大学等積算校費の合計額）をもとに教育と研究のウエイト、科学技術系教官の割合等を考慮したもの。

注2：「競争的資金」＝競争的資金は各種の競争的資金で国立大学に配分された額を示す。平成14年度の金額ベースで99.5%を集計した。科学研究費補助金及び科学技術振興調整費については配分実績額、その他制度については予算額と機関種別配分実績割合をもとに集計した。配分額は年度終了時の最終的な金額ではなく、予算額については最終配分額との差があるため、実際に国立大学に配分された金額とは一致しないことがある。

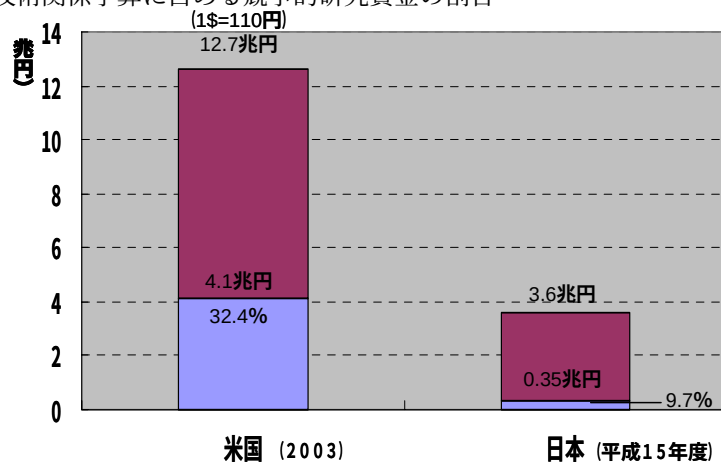
（出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。文部科学省資料及び各省庁へのデータ照会により科学技術政策研究所作成。）

・研究室・研究グループの研究費に対する競争的研究資金の占有率（平成14年度）



（出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。文部科学省調査調整課「我が国の研究活動の実態に関する調査報告（平成 14 年度）」に基づき科学技術政策研究所作成。）

・ 科学技術関係予算に占める競争的研究資金の割合



出典: Budget of the United States Government FY2004, Analytical Perspective

②任期制の広範な普及等による人材の流動性の向上、若手研究者の自立性の向上等

(基本計画のポイント)

- 若手研究者に任期を付して雇用し、その間の業績を評価して任期を付さない職を与える米国等におけるテニュア制は、米国等での研究開発環境の活性化の源と言われる。
- 30代半ば程度までは広く任期を付して雇用し、競争的な研究開発環境の中で研究者として活動できるよう、任期制の広範な定着に努める。
- また、研究者がその資質・能力に応じた職を得られるよう、公募の普及や産学官間の人材交流の促進を図る。
- 優れた若手研究者がその能力を最大発揮できるよう、若手研究者の自立性を確保する。

(任期制の広範な普及等による人材の流動性の向上に係る取組)

○総合科学技術会議は、「研究者の流動性向上に関する基本的指針（意見）」（平成13年12月25日）において、国の研究機関等における、任期制及び公募の適用方針を明示した研究人材流動化の促進に関する計画の作成を促進するため、計画において定めるべき標準的な事項や関連した留意事項について示した。

また、総合科学技術会議及び文部科学省は、研究者の任期制の広範な定着を目指し、若手の任期付研究者が任期中に自主的研究に専念できるよう、科学技術振興調整費を活用して、特に優秀な任期付研究者に対して任期中における研究を支援するため、「若手任期付研究員支援プログラム」を実施している。

{	平成13年度	10億円	66人	}
	平成14年度	15億円	95人（うち13年度からの継続64人）	
	平成15年度	18億円	109人（うち14年度からの継続89人）	

プログラムの概要

対象分野：自然科学全般並びに自然科学と人文・社会科学との融合領域

対象者：大学等、国立試験研究機関、独立行政法人研究機関に所属する、法律（※）の規定に基づく任期付研究者のうち、選定年度当初に35歳以下の者

支援内容：研究費として年間500万円～1,500万円程度（間接経費を除く）を所属する研究機関を通じて支給

※「大学の教員等の任期に関する法律」又は「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」

○人事院は、3年の任期（若手育成型（後述））を5年とするために、従前は人事院の個別承認が必要であったところを人事院規則等を改正し、包括承認（事後報告）の取扱いに変更するとともに、給与の個別承認も廃止して、各機関が業績、能力に応じて弾力的な処遇を図れるよう措置した（平成14年6月20日施行）。

(任期付研究者の状況)

○大学における任期付任用制度の導入状況は、平成10年の21校から平成14年の196校へと大幅に増加。また、任期付任用が適用されている教員数も99人から5,248人と、5年間で急増したものの、全教員に占める比率は3.4%にとどまっている。

表「大学の教員等の任期に関する法律」の適用機関数および適用者数

		H10.10	H11.10	H12.10	H13.10	H14.10
機関数	国立大学	14	27	44	55	65 (65.7%)
	公立大学	2	5	8	11	12 (16.0%)
	私立大学	5	34	42	81	119 (23.2%)
	計	21	66	94	147	196(28.6%)
適用者数	国立大学	74	232	516	1666	3546
	公立大学	8	60	81	169	131
	私立大学	17	287	715	1049	1571
	計	99	579	1312	2884	5248
全教員数にしめる適用者数の割合	国立大学	0.12%	0.39%	0.85%	2.74%	5.82%
	公立大学	0.08%	0.60%	0.77%	1.57%	1.21%
	私立大学	0.02%	0.37%	0.90%	1.30%	1.89%
	全体	0.07%	0.39%	0.87%	1.89%	3.38%

(出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。中央教育審議会大学分科会
大学教員組織の在り方に関する検討委員会配布資料より、科学技術政策研究所作成。)

- 研究機関における任期付任用制度の導入状況は、平成16年1月1日現在で、国研41%、特定独法研62%、非特定独法研等29%であり、また、常勤研究者における任期付研究者の割合はそれぞれ、2%、7%、1%とかなり低い割合となっている。また、若手研究者（35歳以下）に占める任期付研究員の割合でみると、国研6%、特定独法研21%、非特定独法研等1%となっている。

一方、平成15年4月1日から12月31日までに新規採用を行った研究機関のうち、新規採用者全体に占める任期付研究員の割合は、国研15%、特定独法研51%、非特定独法研等で13%となっており、全体的に新規採用者における任期付研究員の割合は増加している。

なお、常勤研究者全体で、任期付の新規採用者が多い研究機関は、(独)産業技術総合研究所76人（新規採用者総数119人）、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構28人（62人）、(独)物質・材料研究機構10人（28人）である。

表 研究機関における任期付研究者の状況

(1) 常勤研究者全体に占める任期付研究員の割合

(平成16年1月1日現在)

	任期付研究員が在籍する機関数	任期付研究員/常勤研究者
国研(27機関)	11機関(41%)	2%(52/2,288人)
特定独法研(40機関)	25機関(62%)	7%(572/8,164人)
非特定独法研等(7機関)	2機関(29%)	1%(27/2,035人)

(2) 若手研究者(35歳以下)に占める任期付研究員の割合

(平成16年1月1日現在)

	任期付研究員が在籍する機関数	任期付研究員/常勤研究者
国研(27機関)	9機関(33%)	6%(37/605人)
特定独法研(40機関)	24機関(60%)	21%(384/1,828人)

非特定独法研等 (7 機関)	2 機関 (29%)	1% (5/561 人)
----------------	------------	--------------

(3) 新規採用者全体に占める任期付研究員の割合 (平成 15 年 4 月 1 日～12 月 31 日まで)

	任期付研究員が在籍する機関数	任期付研究員/常勤研究者
国研 (21 機関)	7 機関 (33%)	15% (21/136 人)
特定独法研 (32 機関)	20 機関 (63%)	51% (173/ 338 人)
非特定独法研等 (5 機関)	2 機関 (40%)	13% (7/ 54 人)

(4) 新規採用の若手研究者(35 歳以下) に占める任期付研究員の割合

(平成 15 年 4 月 1 日～12 月 31 日まで)

	任期付研究員が在籍する機関数	任期付研究員/常勤研究者
国研 (21 機関)	5 機関 (24%)	18% (16/ 89 人)
特定独法研 (32 機関)	19 機関 (60%)	55% (136/ 249 人)
非特定独法研等 (5 機関)	1 機関 (29%)	1% (1/ 37 人)

(出典：文部科学省「国の研究機関等における研究者の流動性向上に関する実態調査」)

本調査では、国研：国立試験研究機関、特定独法研：特定独立行政法人研究機関（身分上は公務員）、非特定特殊法人等：特殊法人研究機関・認可法人研究機関・非特定独立行政法人研究機関（身分上は非公務員）に分類している。）

表 理化学研究所における研究者数の推移

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
任期付研究者数	533	725	869	1485	1870	1907	1925
定員研究者数	472	463	456	441	430	426	413
任期付比率	53.0%	61.0%	65.6%	77.1%	81.3%	81.7%	82.3%
任期付増減数	192	144	616	385	37	18	
パーマネント増減数	-9	-7	-15	-11	-4	-13	

(出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。理化学研究所提供資料により科学技術政策研究所作成。)

表 産業技術総合研究所における研究者数の推移

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
若手育成型任期付採用	11	50	44	59	89	59	26
招へい型任期付採用	4	4	2	13	33	16	10
パーマネント採用	50	33	22	54	36	43	
うち若手育成型任期付を経た者を除く	50	33	21	22	9	11	14
任期付比率	23.1%	62.1%	67.6%	57.1%	77.2%	63.6%	
若手育成型任期付研究者の任期修了者	0	0	1	38	28	34	
うちパーマネント採用された者			1	32	27	32	

(出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。産業技術総合研究所 HP により科学技術政策研究所作成。)

○国研及び特定独法研における任期付研究者を任用根拠別にみると、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」に基づく若手育成型が 80%、招へい型が 17%となっている。

注1：若手育成型：将来有望な若手研究者の登竜門として、高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

注2：当該研究分野において特に優れた研究者と認められる者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

表 任期付研究員法に基づく採用の状況（平成15年3月31日現在）

①招へい型(13機関 99件)

府省等名	試験研究機関名	採 計	用 数					
			9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
法務省	法務総合研究所	2					1	1
文部科学省	科学技術政策研究所	4		1		1		2
厚生労働省	国立循環器病センター	3						3
独立行政法人	通信総合研究所	1	1					
	物質・材料研究機構(金属材料技術研究所)	1	1					
	航空宇宙技術研究所	1	1					
	国立健康・栄養研究所	2						2
	農業技術研究機構	1						1
	国際農林水産業研究センター	2			1			1
	(産業技術融合領域研究所)	72		1		1	33	16
	(機械技術研究所)		1		1	1		
	(物質工学工業研究研究所)					1		
	(生命工学工業技術研究所)		1	3		2		
	(地質調査所)		1					
	(電子技術総合研究所)		1			4		
	(資源環境技術総合研究所)				1			
	(北海道工業技術研究所)					2		
	(大阪工業技術研究所)					2		
	土木研究所	1						1
	海上技術安全研究所	1						1
	国立環境研究所	8					5	3
計		99	7	5	3	14	39	31

表 若手育成型任期付任用者数

② 若手育成型(29機関 493件)

府省等名	試験研究機関名	計	採用数					
			9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
内閣府	経済社会総合研究所(経済研究所)	1			1			
文部科学省	科学技術政策研究所	5		1		1	2	1
厚生労働省	国立公衆衛生院	1			1			
	国立がんセンター	1					1	
	国立循環器病センター	1						1
国土交通省	国土地理院	1						1
	国土技術政策総合研究所	11					2	9
独立行政法人	通信総合研究所	18		1			3	14
	消防研究所	1						1
	酒類総合研究所(醸造研究所)	1					1	
	物質・材料 無機材質研究所	21	1	1	1		6	3
	研究機構 金属材料技術研究所			2	2	5		
	防災科学技術研究所	1						1
	航空宇宙技術研究所	13	1				5	7
	放射線医学総合研究所	16	2	1	4		5	4
	国立健康・栄養研究所	6					2	4
	農業技術研 野菜・茶業試験場	15		1			5	8
	研究機構 東北農業試験場					1		
	農業生物資源研究所	2						2
	農業環境技術研究所	4	1					3
	農業工学研究所	1						1
	国際農林水産業研究センター	1						1
	産業技術総合研究所			2	6	5		
	(産業技術融合領域研究所)			2				
	(計量研究所)			3	4	6		
	(機械技術研究所)		1	7	7	13		
	(物質工学工業技術研究所)		4	8	6	6		
	(大阪工業技術研究所)		1	7	4	5		
	(名古屋工業技術研究所)		1	5	4	1		
	(生命工学工業技術研究所)		2	9	7	11		
	(電子技術総合研究所)		0	4	3	5		
	(北海道工業技術研究所)			1	1	5		
	(九州工業技術研究所)				1	1		
	(東北工業技術研究所)			2				
	(中国工業技術研究所)		1		1			
	(四国工業技術研究所)					1		
	土木研究所	9			4	1	3	1
	建築研究所	4						4
	交通安全環境研究所(交通安全公害研究所)	4				1	1	2
	海上技術安全研究所(船舶技術研究所)	12		1	2	4	1	4
	港湾空港技術研究所(港湾技術研究所)	4					2	2
	電子航法研究所	1						1
	北海戸開発土木研究所	3					1	2
	国立環境研究所	23		3	1		11	8
	計	493	16	61	60	72	140	144

(出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。人事院資料に基づき科学技術政策研究所作成。)

(公募の実施状況)

○大学における公募採用制度の導入状況は、平成3年に262校であったのが、12年には412校へと増大、国公立大学においては90%以上となっているものの、私立大学においては未だ52%となっている。また、公募により採用された教員数も2,072人から4,224人と増加しているものの、そのうち私立大学の教員数は1,193人と、私立大学教員数の22.3%にとどまっている。

表 大学における公募制の導入実績の推移

		H3	H6	H9	H12	
公募採用 機関数	国立	85	93	93	96	(97.0%)
	公立	27	37	47	67	(93.1%)
	私立	150	183	210	249	(52.1%)
	計	262	313	350	412	(63.5%)
公募によ る採用数	国立	1,166	1,542	2,049	2,616	(61.9%)
	公立	173	210	234	415	(58.1%)
	私立	733	682	989	1,193	(22.3%)
	計	2,072	2,434	3,272	4,224	(41.1%)

注：平成 12 年度における（）内の％は、公募制導入機関数が全大学数に占める割合及び公募により採用された教員数が全教員数に占める割合。

（出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。中央教育審議会大学分科会大学教員組織の在り方に関する検討委員会配布資料より科学技術政策研究所作成。）

- 国の研究機関等における公募採用制度の導入状況は、平成 15 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までに常勤研究者の新規採用を行った研究機関のうち、全て公募により新規採用したのは国研 71%、特定独法研 63%、非特定独法研等 60%と全体で 6 割を超えており、また、公募による新規採用者の占める割合はそれぞれ 93%、75%、89%とかなり高くなっている。

新規採用における公募の実施状況

（平成 15 年 4 月 1 日～12 月 31 日まで）

	新規採用を全て公募により行った機関数	公募による新規採用者の占める割合
国研 (21 機関)	15 機関 (71%)	93% (127/ 136 人)
特定独法研 (32 機関)	20 機関 (63%)	75% (253/ 338 人)
非特定独法研等 (5 機関)	3 機関 (60%)	89% (48/ 54 人)

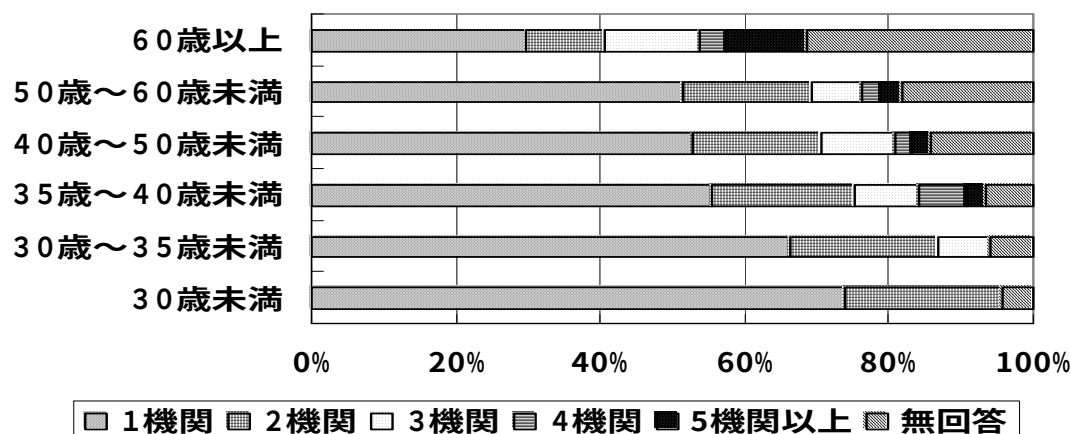
（出典：文部科学省「国の研究機関等における研究者の流動性向上に関する実態調査」）

（研究者の流動状況）

- 大学院等卒業後の研究者の経験機関数を年代別にみると、40歳未満までは年齢とともに経験機関数も増加しており、また、平均機関数も、35歳以上40歳未満の研究者で1.73機関と、40歳以上60歳未満の研究者を上回っている。

一方で、他国と比較すると、大学教授職にしても研究者にしても、経験機関数または平均移動回数かなり低く、国際的にはまだまだ研究者の流動状況が低いといえる。

図 研究者の年代別経験機関数



（出典：「我が国の研究活動の実態に関する調査」（平成 12 年度））

表 大学教授職の経験機関数国際比較

	全体			年代別経験機関数			
	1機関	2機関	3機関	20－39歳	40－49歳	50－59歳	60－69歳
日本	61.8%	27.7%	10.5%	1.5	1.5	1.5	1.8
米国	46.2%	30.5%	23.3%	1.5	1.9	2.0	2.0
ドイツ	53.2%	24.0%	20.4%	1.4	2.2	2.3	2.3

(出典：大学教授職国際調査（カーネギー財団1995）)

表 研究者の生涯移動期待値

	移動経験(回)	教職歴(年)	年平均移動(回)	生涯移動(30年間推定、回)
米国	0.88	16.33	0.0539	1.62
ドイツ	0.78	11.68	0.0668	2.00
オランダ	1.46	12.42	0.1176	3.53
オーストラリア	1.14	13.24	0.0861	2.58
韓国	0.34	12.35	0.0275	0.83
日本	0.52	19.89	0.0261	0.78

(出典：大学教授職国際調査（カーネギー財団1995）)

○大学院組織における多様性を確保し、研究者の質の向上やフロントランナーとしての研究組織の研究能力を高める観点から、様々な研究経歴や考え方の研究者が集まることが望ましい。我が国の大学院では、分野による差はみられるものの、自校出身比率が全体で59%と6割弱となっており、米国に比べてもかなり高くなっている。

表 大学教員における自校出身者の状況

(1)日本(教員全体)

分野	学部	大学院
	自校出身	自校出身
合計	27%	59%
人文	13%	53%
社会	12%	42%
理学	14%	47%
工学	25%	62%
農学	30%	77%
保健	51%	70%

(平成13年度 学校教員統計より)

(2) 日本（新規採用者）

採用者数	10,289	
うち新規学卒者数	1,793	17%
うち自校卒業生数	1,129	63%

（平成13年度 学校教員統計より）

(3) 米国（カリフォルニア大学9校の助教授採用者(1994-98)）

出身校	採用者数	%
全体	995	100
UC 9校	215	22
出身校別		
①UCバークレー校	103	10
②スタンフォード	74	7
③ハーバード	59	6
④エール	41	4
⑤UC LA	41	4
海外	85	9

文部科学省 科学・学術審議会第3回人材委員会 資料5より抜粋

(4) 米国（ワシントン大学ロースクール教授陣）

自校出身者	25%
-------	-----

文部科学省 科学・学術審議会第3回人材委員会 資料5より抜粋

(助教授、助手等の位置付けの見直し)

- 平成15年10月、中央教育審議会大学分科会に「大学の教員組織の在り方に関する検討委員会」を設置し、助教授・助手等の若手研究者が独立して研究を行うことができるようにする観点から職の在り方等について検討を行っている。

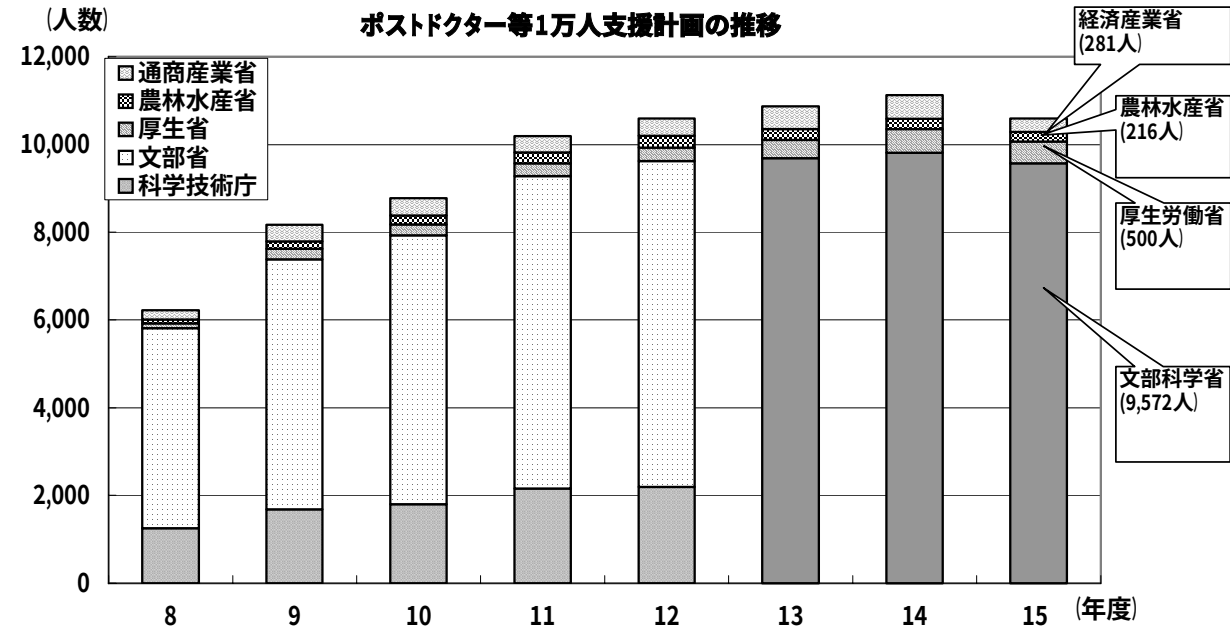
(ポストドクターの研究者の流動性の向上)

- 研究者の流動性を向上させるため、日本学術振興会において、平成15年度特別研究員-PDの申請者から、採用後、研究に従事する研究室を出身研究室以外の研究室に選定することを申請時の条件に付加することとした。

(ポストドクター等支援人数の推移)

- 第1期科学技術基本計画に示された「ポストドクター等1万人支援計画」に基づき、ポストドクター及び博士課程学生に対する支援は大幅に拡充されており、平成15年度予算においては全体として10,569人に対する支援が措置された。
- ポストドクター等に対する支援は、日本学術振興会の行う特別研究員等のフェローシップ型と、競争的研究資金等による雇用型の2つに大別される。前者の特別研究員の1年後の進路の推移をみると、

平成10年に特別研究員1年後に教員となったものは43.6%であったが14年には32.6%と減少、研究員となったものは10年が14.5%であったが14年には16.6%と微増、非常勤研究員等その他が41.9%から50.8%と増加している。また、特別研究員5年後の進路は、教員となったものが10年の69.1%から14年には55.0%と減少する一方で、研究員等が15.4%から24.5%、その他が15.4%から20.5%と増加している。



ポストドクター支援後の進路（日本学術振興会 特別研究員1年後、5年後の進路）

	1年後			5年後		
	平成10年	平成12年	平成14年	平成10年	平成12年	平成14年
国立大学教員	32.6%	25.5%	22.2%	48.3%	46.2%	39.1%
公立大学教員	2.7%	2.4%	2.4%	5.0%	3.4%	2.3%
私立大学教員	8.3%	6.6%	7.7%	15.4%	14.0%	13.3%
高等専門学校教員	0.0%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%
教員計	43.6%	35.0%	32.6%	69.1%	64.1%	55.0%
外国の研究機関研究員	0.4%	0.5%	0.9%	1.3%	1.8%	1.3%
国公立研究所研究員	3.9%	4.1%	3.4%	5.8%	4.5%	5.1%
研究法人研究員	2.2%	2.2%	3.8%	3.0%	2.6%	7.0%
民間企業研究員	8.0%	7.4%	8.5%	5.3%	8.7%	11.2%
研究員計	14.5%	14.3%	16.6%	15.4%	17.6%	24.5%
国内 PDF	16.6%	18.2%	18.7%	0.7%	2.1%	2.4%
国外 PDF	5.2%	8.6%	9.0%	3.0%	2.6%	2.5%
その他非常勤研究員等	20.1%	24.0%	23.1%	11.8%	13.6%	15.5%
PDF等計	41.9%	50.7%	50.8%	15.4%	18.3%	20.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。日本学術振興会 HP より
科学技術政策研究所作成。）

（若手研究者を対象とした競争的資金の状況）

○若手研究者の自立性を確保する観点から、若手研究者を対象とした研究費を重点的に拡充するとともに、競争的資金一般においても、若手研究者の積極的な申請が奨励される。若手研究者を対象とした競争的資金制度は以下のとおりである。

・若手研究者を対象とした競争的研究資金制度一覧

省庁名	制度名	平成16年度予算額(億円)	対象研究者	参考 (H16予算額が「うち数」である制度について、参考としてH15実績を示)
総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度	30		
	うち若手先端IT研究者育成型研究開発科学研究費補助金	30億円のうち数	35歳以下の研究者(4月1日時点)	H15実績:2.2億円
文部科学省	うち若手研究	243		
	うち特別研究員奨励費	186	37歳以下の研究者	
	科学技術振興調整費	57	日本学術振興会特別研究員	
	うち若手任期付研究員支援	386		
		17	大学及び国立試験研究機関等に所属する法律の規定に基づく任期付研究員のうち、募集年度当初において35歳以下の者	プログラム中間評価の結果、平成15年度でプログラムを廃止したため、平成16年度は新規課題の公募を行っていない。
	未来開拓学術研究費補助金	35.8		
厚生労働省	うち若手任期付研究員支援(リサーチ・アソシエイトの雇用)	6.7	40歳未満の研究者	平成16年度で事業終了
	厚生労働科学研究費補助金	379		
農林水産省	うち若手研究者枠(萌芽の先端医療技術推進研究事業(ナノメディシン分野、トキシコゲノミクス分野)、食品の安全性高度化推進研究事業、創業等ヒューマンサイエンス総合研究事業)	379億円のうち数	36歳以下の研究者	H15実績:1.2億円(食品の安全性高度化推進研究事業における若手研究者枠はH16新規であり含まず。)
	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業	40		
	うち「若手研究者支援型」制度	15	39歳以下の研究者	
	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	30		
経済産業省	うち「若手研究者を支援するための優先採択」	30億円のうち数	39歳以下の研究者	H15実績:1.0億円
	産業技術研究助成事業	58.2	40歳未満又は他の研究分野から移って5年以内の研究者	
国土交通省	運輸分野における基礎的研究推進制度	0.03	プロジェクトリーダーが平成16年4月1日において39歳以下又は常勤職(任期付任用含む)に就いて研究経歴が5年以内	
環境省	地球環境研究総合推進費	30		
	うち若手育成型	30億円のうち数	35歳以下の研究者	H15実績:0.2億円
	環境技術開発等推進費	8		
	うち若手研究者補助金制度	8億円のうち数	常勤の研究者(期限付き研究員制度によるものを含む。)	H16新規につきH15実績なし
	廃棄物処理等科学研究費補助金	11.5	満35歳以下の研究者又は常勤職(任期付き含む。)	H16新規につきH15実績なし
	うち廃棄物処理対策研究事業	11.5億円のうち数	に就いて5年以内の者	

(出典：平成16年3月現在。各省庁への照会により内閣府作成。)

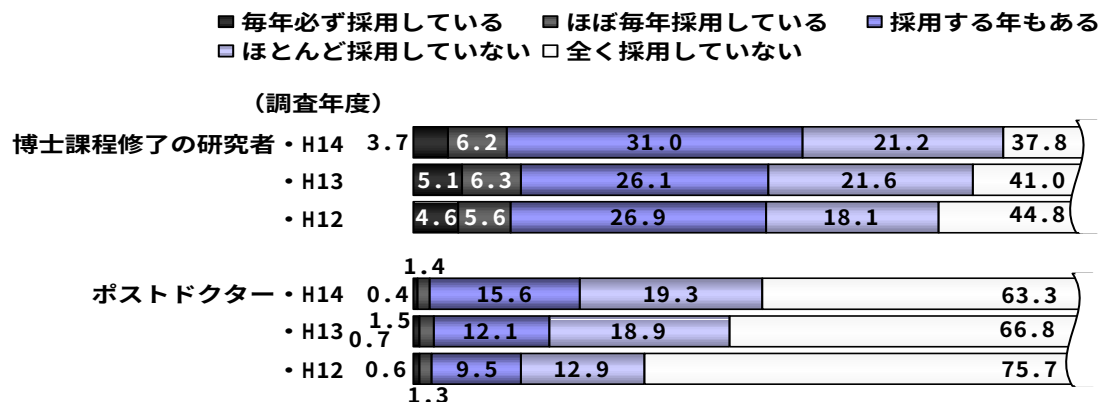
注：各省庁関連の独立行政法人が配分事務を行っている制度を含む。)

(民間企業における博士課程修了者・ポストドクター等の採用状況)

- 民間企業における博士課程修了者を「毎年必ず採用している」「ほぼ毎年採用している」と回答した民間企業は、平成14年で9.9%、ポストドクターについては1.8%と非常に低い。一方、「ほとんど採用していない」「全く採用していない」と回答した民間企業は、博士課程修了者については平成14年で59%、ポストドクターについては82.6%となっている。

博士課程卒業者の民間企業勤務割合は、他の OECD 諸国に比べても非常に低くなっている。なお、米国の国立科学財団の調査(1999 年)によれば、米国においては、研究開発に携わっていると答えた科学技術人材のうち、営利企業では、6.6%が博士号を取得しており、一方、科学技術研究調査(平成 14 年 総務省統計局)によれば、我が国の企業等における研究者のうち、博士号取得者の割合は 3.5%となっている。

民間企業における博士課程修了者・ポストドクター等の採用状況



(出典：文部科学省「民間企業の研究活動に関する調査報告(平成 14 年度)」)

③評価システムの改革

(基本計画のポイント)

- 競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分に向けて、①評価における公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映、②評価に必要な資源の確保と評価体制の整備、に重点を置いて改革を推進する。
- 実施に当たっては、研究開発課題の評価、研究機関の評価、研究者の業績評価が、体系的かつ効率的に行われるようにする。
- 個々の研究開発課題の評価において普遍性・信頼性の高い評価を実現するため、国全体として、個々の課題についての研究者、資金、成果、評価者、評価結果をまとめたデータベースを整備する。

(大綱的指針の改定等)

総合科学技術会議において、第2期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月策定)を発展的に見直し、平成13年11月、「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」を内閣総理大臣に答申し、決定された。

なお、平成14年4月から施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)において、研究開発についても客観的かつ厳格な評価の実施が義務付けられることとなった。

(大綱的指針のポイント)

研究開発に関する評価について、評価実施上の共通原則(①評価対象、②評価目的、③評価者の選任、④評価時期、⑤評価方法、⑥評価結果の取扱い、⑦評価実施体制の充実)を規定。

今回の改定では、平成9年大綱的指針の共通原則の内容を充実させるとともに、評価対象として、これまでの「研究開発課題」と「研究開発機関等」に、「研究開発施策」と「研究者等の業績」を追加。

(各府省における評価体制の整備)

○各府省は、大綱的指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定し、評価実施主体は、大綱的指針及び各府省の指針に沿って厳正に評価を実施することとした。

○ これまでに、10省庁(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、防衛庁)が、大綱的指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定又は改訂した。

(各府省における評価の課題)

平成14年度に総合科学技術会議が実施した評価を通じて、府省の評価に関し、予算概算要求に先立つ事前評価及び評価報告書について、課題が認められたことから、次のとおり改善を求めた。

- ー予算概算要求に先立つ事前評価 外部評価の積極的な活用
- ー評価報告書 一体的に分かり易く提示

また、平成15年度に継続中の研究開発について、各府省における評価の実施状況を調査したところ、平成15年度予算が10億円以上の研究開発145件のうち、前回評価から3年以上経過している研究開発が36件あり、これらについて、大綱的指針に基づき適切に中間評価を実施するよう関係府省に対

して指摘。

さらに、評価専門調査会において、これまで我が国で実施されてきた研究開発評価について、具体的な事例を中心に調査するとともに、諸外国の先進事例についても調査し、我が国の評価システムに係る主要な問題点を明らかにし、調査における今後の主要な検討課題の抽出とそれらに関する改善方向の検討を行っているところ。

(本年4月末を目途に調査・検討結果のとりまとめを行う予定)。

(政府研究開発データベースの整備)

○平成13年1月から、内閣府が政府の研究開発に係るデータベース構築に着手し、13年11月から、各省庁の協力の下にデータ登録を開始した。

なお、データベースに含まれるデータ項目は以下の通りであり、政府が補助するプロジェクト型研究開発、及び競争的資金制度に関するデータが入力されている。

- 研究テーマ、研究者（代表者と分担者）配分額（直接経費と間接経費）、エフォート（研究専従率）、研究分野（ライフ、IT、環境、ナノテク・材料他）、研究キーワード、研究開発の性格（基礎・応用・開発）、研究目的、研究概要、評価者（評価者グループ）、評価結果、研究成果（論文、特許を含む。） 他

<データの登録状況（平成16年3月現在）>

		H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
競争的研究資金制度	課題数(件)	40,515	41,369	41,765	38,397
	配分総額(億円)	2,559	2,770	2,855	1,468
プロジェクト型研究開発	課題数(件)	2,265	3,558	2,237	296
	配分総額(億円)	5,008	5,184	1,842	52
研究者数(人)		62,700			

		H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
研究評価された課題数		14,650	18,674	545	29
平成13年度	評価者グループ数	960			
	評価者数(人)	7,600			

政府研究開発データベースを活用し、競争的研究資金の配分実績（平成13年度及び平成14年度）について把握・分析を行い、公表した。（平成16年3月）

本データベースは、平成16年度から各府省においても利活用できる予定である。

④制度の弾力的・効果的・効率的運用

(基本計画のポイント)

●研究開発の特性を踏まえた予算執行の柔軟性・効率性の確保

- ・国の研究開発予算について、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の活用を図る。
- ・競争的資金等について、会計事務の効率化等により、研究者が年度当初から資金を使用できるようにする。

●勤務形態等の弾力化

- ・独立行政法人研究機関における裁量労働制の活用を期待する。
- ・自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れることを認める国の研究者等の休業制度について検討する。

(研究開発の特性を踏まえた予算執行の柔軟性・効率性の確保)

事業の性質上、その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度中に終了せず引き続いて実施する必要がある場合、翌年度への繰越を行う運用が可能となっており、当初予算においては、競争的研究資金を除く研究資金について、繰越明許費への指定は各省において実施されている。

競争的研究資金については、平成 14 年度予算においては 6 省 8 制度、623 億円(全体の 18%)が、平成 15 年度予算においては、文部科学省の科学研究費補助金制度、厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金制度の 2 制度が新たに繰越明許費の指定を受け、競争的研究資金 26 制度のうち、6 省 10 制度、2,774 億円(全体の 80%)が指定を受けた。さらに、平成 16 年度予算においては、独立行政法人へ移行した制度も含め、28 制度のうち、7 省 24 制度、3,426 億円(全体の 95%)が繰越明許可能となった。

競争的研究資金以外のプロジェクト型研究費にかかる予算執行の柔軟性・効率性の確保についても、検討が必要である。

(勤務形態等の弾力化)

○裁量労働制については、平成 13 年 4 月より独立行政法人経済産業研究所(経済産業省)が、平成 13 年 9 月より独立行政法人産業技術総合研究所(経済産業省)が導入している。

なお、国立大学の独立行政法人化に当たっても、“教員の職務の多様性に鑑み、その潜在的な能力を発揮しやすいよう、勤務時間管理の在り方を弾力的なものとし、例えば、一定の要件の下での裁量労働制等の導入も可能とすべき”とされた。(『新しい「国立大学法人」像について』(平成 14 年 3 月 26 日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議(文部科学省))

○国立研究所等における裁量労働制採用研究機関数

独立行政法人・国立研究所等 98 機関中、7 機関(7.1%)において裁量労働制が導入されている。(科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」(科学技術政策研究所))

((独)産業技術総合研究所の裁量労働制への取り組み)

(独)産業技術総合研究所では、独法化された年より裁量労働制を導入している(平成13年9月)。裁量労働制では実際の労働時間にかかわらず、「労使協定」で定めた所定労働時間(1日の労働時間は8.65時間)を労働したものとして取り扱っている。裁量労働制の対象者は研究実施部門に属する3級以上の主任研究員であり、本人が裁量労働制の適用を希望し、かつ当該職員が所属するユニット長が了解し、理事長が認めた者としている。

平成15年3月現在裁量労働制を選択している職員数は、141名(裁量労働制対象研究職員数のほぼ7%相当)となっている。

⑤人材の活用と多様なキャリア・パスの開拓

(基本計画のポイント)

- 優れた外国人研究者が我が国において活発に研究開発活動ができるようにする。
- 女性の研究者への採用機会等の確保及び勤務環境の充実を促進する。
- 研究者が、適性に応じて、多様なキャリア・パスの開拓が可能となる人事システム等構築する。

(優れた外国人研究者の活躍機会の増大)

○大学における外国人数員は増加傾向にあり、特に私立大学においては、平成13年度3,192人から15年度3,466人と274人増加しているが、この中には語学教員も含まれると考えられる。また、教員総数では3.5%とまだまだ割合としては低くなっている。

大学における外国人数員数

	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	外国人数員数	外国人／教員総数	外国人数員数	外国人／教員総数	外国人数員数	外国人／教員総数
学長	6人 (国立0,公立0,私立6)	0.9%	5人 (国立0,公立0,私立5)	0.7%	5人 (国立0,公立0,私立5)	0.7%
副学長	2人 (国立0,公立0,私立2)	0.5%	1人 (国立0,公立0,私立1)	0.2%	2人 (国立0,公立0,私立2)	0.4%
教授	1,212人 (国立115,公立84,私立1,013)	2.0%	1,266人 (国立134,公立82,私立1,050)	2.1%	1,293人 (国立129,公立82,私立1,082)	2.1%
助教授	1,420人 (国立426,公立114,私立880)	4.0%	1,457人 (国立408,公立112,私立937)	4.0%	1,524人 (国立451,公立117,私立956)	4.1%
講師	1,768人 (国立611,公立115,私立1,042)	9.1%	1,781人 (国立602,公立105,私立1,074)	9.0%	1,791人 (国立563,公立101,私立1,127)	9.0%
助手	798人 (国立495,公立54,私立249)	2.1%	776人 (国立466,公立46,私立264)	2.1%	788人 (国立463,公立31,私立294)	2.1%
計	5,206人 (国立1,647,公立367,私立3,192)	3.4%	5,286人 (国立1,610,公立345,私立3,331)	3.4%	5,403人 (国立1,606,公立331,私立3,466)	3.5%

(出典：学校基本調査)

○外国人特別研究員制度（日本学術振興会）は、若手のポストドク研究者を我が国の大学等に受け入れ、共同研究に従事する機会を提供する事業であり、平成13年度から15年度までに受入数を1.32倍に拡大させている。

平成13年度：4,613百万円 1,340人
 平成14年度：6,905百万円 1,653人
 平成15年度：6,908百万円 1,775人
 平成16年度：6,839百万円 1,790人（予定）

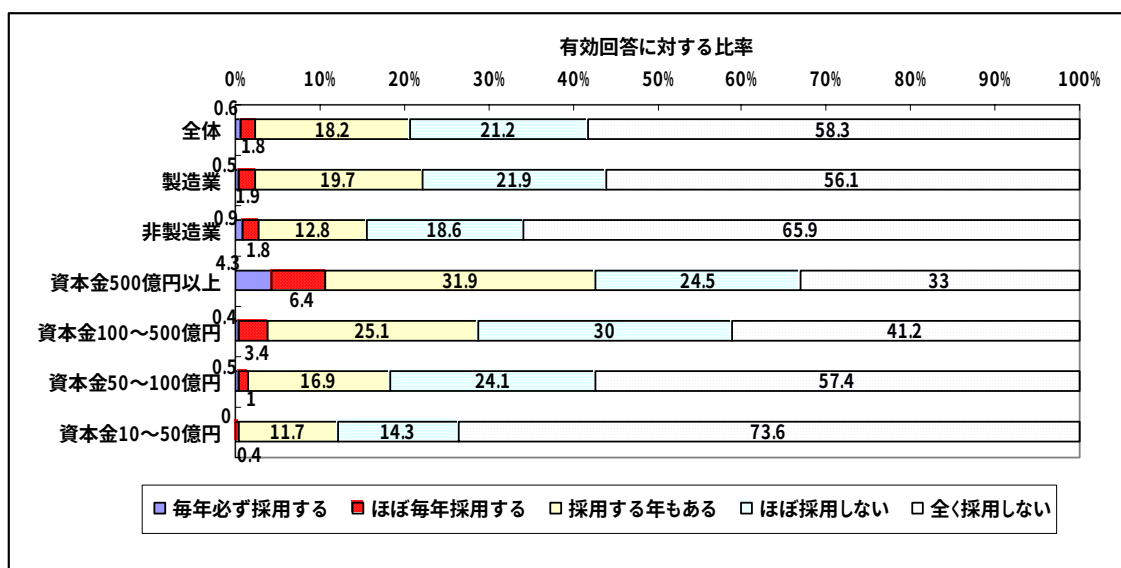
○国の研究機関等における常勤外国人研究者の数は、平成16年1月1日現在、国研で6人（常勤研究者総数に占める割合0.3%）、特定独法研で112人（1.4%）、非特定独法研等14人（0.7%）となっている。外国人研究者が10人以上の研究機関は、(独)産業技術総合研究所が51人（常勤研究者総数2,400人）、(独)物質・材料研究機構17人（431人）、(独)通信総合研究所11人（305人）となっている。

また、平成15年4月1日から12月31日までの新規採用者に占める外国人研究者の数は、国研4人（2.9%）、特定独法研18人（5.3%）、非特定独法研等1人（1.9%）となっている。

（文部科学省「国の研究機関等における研究者の流動性向上に関する実態調査」）

○民間企業における外国人研究者の採用実績は、全体としては「毎年必ず採用する」「ほぼ毎年採用する」をあわせて2.4%であるが、資本金500億円以上の企業では1割弱となっている。

外国人研究者の採用実績



(出典：文部科学省「平成 14 年度民間企業の研究活動に関する調査報告」)

○競争的資金への英語での申請への対応状況は、平成 15 年度のアンケート調査(注)から、競争的資金 36 制度中、4 制度となっている。

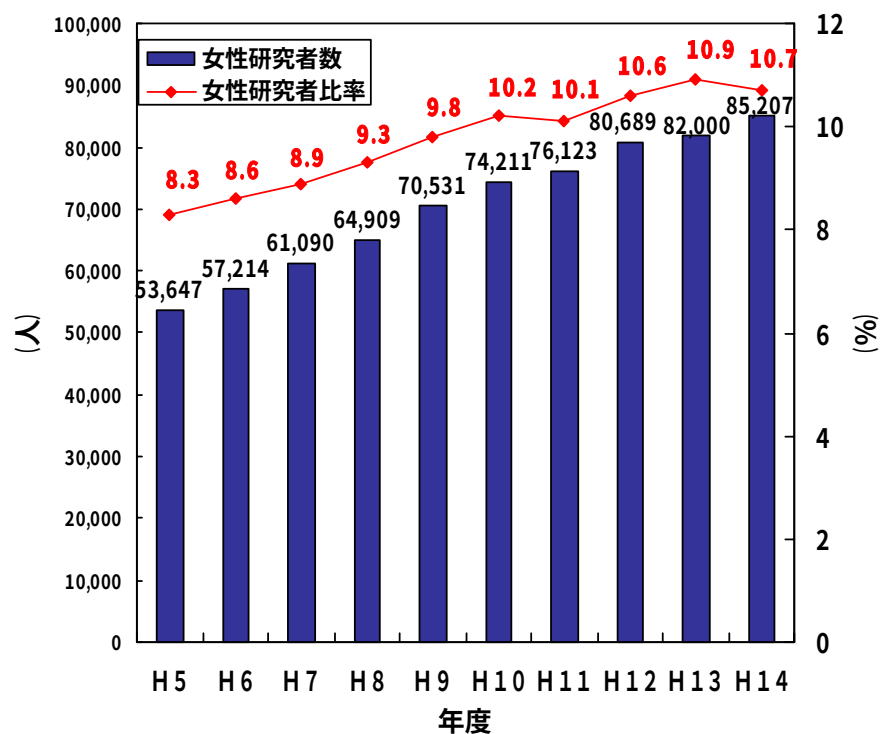
(出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。各研究機関へのアンケート「科学技術基本計画の達成状況調査にかかる関係機関質問票」回答結果(平成 15 年度)に基づき科学技術政策研究所作成。)

(女性研究者に係る環境改善状況)

○女性研究者(人文・社会科学分野も含む)の割合はここ 10 年間で順調に増加し、平成 14 年度で 85,207 人となっているものの、研究者全体の割合は 10.7%と 1 割程度にとどまっている。米国では 23.7% (85 万人/365 万人)であり(注)、その他の諸外国と比べても、我が国の女性研究者の割合はかなり低いといえる。

注：Science & Engineering Indicators 2002 による。社会科学分野を含む科学者・技術者数。

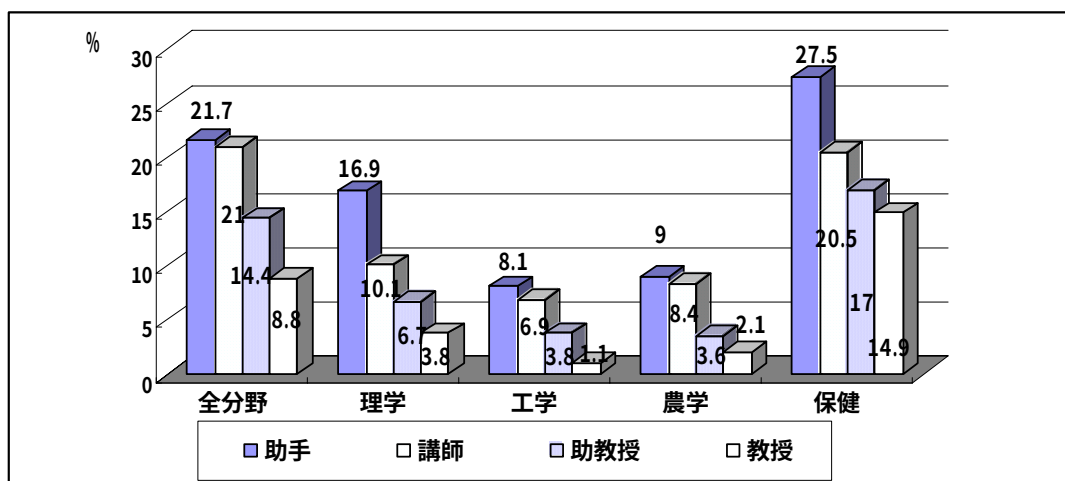
女性研究者数及び比率の推移



(出典：総務省「平成 15 年科学技術研究調査結果」。平成 14 年以降の女性研究者は頭数で調査。)

○大学の教授等のポストにおける女性の割合も増加してきてはいるが、助手、講師、助教授、教授とポストが上位になるほど、女性の割合は低くなっている。また、分野によっても差がみられ、保健分野の教授の女性割合は 14.9%であるのに対し、工学 1.1%、農学 2.1%、理学 3.8%となっている。

大学教員における専攻別女性の割合（平成 14 年度）



(出典：「学校基本調査」)

○国の研究機関等における常勤女性研究者の数は、平成 16 年 1 月 1 日現在、国研で 304 人（常勤研究者総数に占める割合 13%）、特定独法研で 688 人(8%)、非特定独法研等 100 人(5%)となっている。女性研究者が 30%以上を占める研究機関は、(独)国立女性教育会館 100%(3 人)、総合研究開発機構 44%(7 人)、(独)国立国語研究所 46%(21 人)、動物医薬品検査所 42%（8 人）、国立社会保障・人口問題研究所 14 人(34%)となっている。

また、平成 15 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの新規採用者に占める女性研究者の数は、国研 31 人（23%）、特定独法研 39 人(12%)、非特定独法研等 2 人(4%)となっている。

（出典：文部科学省「国の研究機関等における研究者の流動性向上に関する実態調査」）

○女性研究者の支援方策として、在宅勤務制度を導入している研究機関は、平成 15 年度のアンケート調査(注)からは、98 の国研・独法においてどこもなかった。また、29 の研究機関において、女性研究職員の出産後の円滑の職場復帰に向けた何らかの措置が導入されているとの回答があった。

（出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。各研究機関へのアンケート「科学技術基本計画の達成状況調査にかかる関係機関質問票」回答結果（平成 15 年度）に基づき科学技術政策研究所作成。）

⑥創造的な研究開発システムの実現

(基本計画のポイント)

- 既存の研究開発機関を世界的な研究開発拠点とすることを目指し、研究開発能力や成果を活用するための斬新な手法を組織運営に取り入れていくなど、マネジメント改革に取り組むことを促進する。
- 従来の組織運営にとらわれない新たな発想に立ち、欧米の第一級の研究開発機関に比肩し得る、世界最高水準の研究開発を行う理想的な研究開発組織を構築する。

(戦略的研究拠点育成(科学技術振興調整費))

○総合科学技術会議及び文部科学省は、科学技術振興調整費を活用して、組織の長の優れた構想とリーダーシップにより、研究開発機関の組織運営改革を進め、国際的に魅力ある卓越した研究拠点の創出を図ることを内容とする「戦略的研究拠点育成」プログラムを平成13年度から実施している。

《平成13年度 20億円、平成14年度 40億円、平成15年度 60億円》

○対象分野：自然科学全般並びに自然科学と人文・社会科学との融合領域

○対象機関・組織：国立試験研究機関、大学及び大学共同利用機関、独立行政法人、特殊法人及び認可法人機関又は当該機関における学部、研究所等の一定規模の組織（ただし機関内の複数の組織の枠を越えて連携して取り組む組織運営構想を重視）

○研究支援期間・支援内容：原則として5年間。1育成機関あたりの経費は年間10億円以内

○評価体制：科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の研究評価分科会科学技術振興調整費審査部会で機関選定、3年目の中間評価、育成期間終了後の評価を実施予定。

○実施課題

年 度	課 題 名	実 施 機 関
平成13年度	人間と社会に向かう先端科学技術 オープンラボ フロンティア研究拠点構想	東京大学先端科学技術研究 センター 大阪大学大学院工学研究科
平成14年度	先端領域融合による開放型医学研究 拠点形成 ベンチャー開発戦略研究センター	京都大学大学院医学研究科 （独）産業技術総合研究所
平成15年度	先進医工学研究拠点形成 北大リサーチ&ビジネスパーク構想 岩手国際イノベーション特区	東北大学大学院医学系研究科 北海道大学創成科学研究機構 （独）物質・材料研究機構

(21世紀COEプログラム)

○文部科学省は、国公立大学を通じて学問分野別に行う第三者評価に基づく競争原理により、世界的な研究教育拠点（大学院博士課程レベル）の形成を重点的に支援し、高度な人材養成機能も加味した国際競争力ある世界最高水準の大学づくりを推進するため、平成14年度より21世紀COEプログラムを開始した。プログラムの概要は以下のとおり。

○対象分野：

平成 14 年度 「生命科学」「化学、材料科学」「情報、電気、電子」「人文科学」
「学際、複合、新領域」

平成 15 年度 「医学系」「数学、物理学、地球科学」「機械、土木、建築その他工学」「社会科学」
「学際、複合、新領域」

○対象機関：国公立大学

○研究支援期間・支援内容：1 件あたり年間 1 ～ 5 億円程度の補助金を原則として 5 年間継続して交付

○**評価体制**：文部科学省外に設置された 21 世紀 COE プログラム委員会において公平・公正な第三者評価を実施。3 年目の中間評価、全事業完了後には事後評価を実施予定。

21 世紀 COE プログラム採択実績

	平成 14 年度採択実績		平成 15 年度採択実績	
	大学数	件数	大学数	件数
	50	113	56	133
うち国立大学	31	84	31	97
うち公立大学	4	4	4	5
うち私立大学	15	25	21	31

(沖縄科学技術大学院大学構想)

○内閣府が、平成 13 年 6 月に沖縄に自然科学系の世界水準の研究・教育水準を有する大学院大学を設置する構想を発表し、平成 19 年の開設に向けて準備を開始した。

○本大学院大学は、国設民営という設置形態で柔軟性のあるマネジメントを実現し、①生命システムを中心に、生物学、物理、化学、コンピューティング、ナノテクノロジーなどを融合した最先端の領域で、②大学の公用語は英語で、教授陣、学生の半数以上は日本国外から招き、③海外の一流の大学や研究機関と連携しつつ、④世界最高水準(best in the world)の研究・教育を行うことを目指すもので、⑤大学院大学周辺に内外企業の研究所やベンチャー企業を誘致し、アジア太平洋地域の最先端の頭脳の集積地を実現することを目指している。初代学長として、シドニー・ブレナー米ソーク研究所教授（ノーベル生理学・医学賞受賞）を決定している。

《平成 15 年度 14.2 億円(新規) 平成 16 年度 29.0 億円》

(2)主要な研究機関における研究開発の推進と改革

①大学等

(基本計画のポイント)

- 大学の自主性・自律性を拡大し、主体的・機動的な運営ができるよう更に制度面の改善を進める。
- 大学院の整備・高度化の一層の推進を図るとともに組織編制の弾力化を図る。
- 厳格な自己点検・評価を実施し、その結果を積極的に公開する。
- 私立大学については、重点配分を基調として助成の充実を図るとともに、多様な民間資金の導入を促進するための条件整備を行う。

(国立大学の法人化の検討状況)

○国立大学の法人化については、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」（文部科学省に設置）の最終報告である「新しい「国立大学法人」像について」（平成 14 年 3 月）において基本的な制度設計について提言が行われ、また、平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成 16 年度を目途に開始する」ものとされた。平成 15 年 7 月「国立大学法人法」が制定され、平成 16 年 4 月から国立大学法人へ移行した。

(国立大学の法人化の基本的な制度設計のポイント)

- ① 大学ごとに法人化することにより、自律的な運営を確保し、各大学の切磋琢磨により国際競争力の育成を図る。
- ② 教職員の身分を非公務員型とすることにより、各教職員の実績に応じた処遇や、産学官連携等の活発化を図る。
- ③ 学外者を役員等に参画させるとともに、役員会によるトップ・マネジメントの導入により、透明で機動的・戦略的な大学運営を実現する。
- ④ 第三者評価の導入による事後チェック方式に移行することにより、各大学の努力や業績が適切に評価され、国立大学の個性的な発展が図られるようにする。

○大学改革の状況

大学の学部・学科に対する国の設置認可の弾力化及び第三者による継続的な評価体制の整備により、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにすることを内容とする中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成 14 年 8 月 5 日）が提唱された。これを受けて、文部科学省では学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、学部等大学の基本組織の設置であっても国による認可を不要とする等の設置認可の弾力化を実施（平成 15 年 4 月 1 日施行）するとともに、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けること（平成 16 年 4 月 1 日施行）とした。

また、第 155 回国会において学校教育法を改正し、高度専門職業人養成を行う専門職大学院制度を整備するとともに、中央教育審議会答申「大学設置基準等の改正について」（平成 15 年 1 月 23 日）に基づき、専門職大学院設置基準を策定し、平成 15 年 4 月 1 日より施行した。

(大学院の整備状況)

平成 15 年 5 月 1 日現在、大学院を置く大学は 531 (507)、研究科数は 1,377 (1,326)、在学者数は修士課程 159,481 人 (155,267 人)、博士課程 71,363 人 (68,245 人) である。(括弧内は平成 14 年 5 月 1 日現在の数)。

また、国際的・社会的に通用する高度専門職業人を養成し、理論と実務を架橋する新たな形態の大学院として、専門職大学院制度を平成 15 年 4 月より新たに発足させたところであり、平成 15 年度現在 8 大学に 10 の専攻が設置されており、平成 16 年度からは、新たに法科大学院を含め、76 大学に 83 専攻が設置された。

学位授与数は平成 13 年度修士号取得者は、66,292 人 (60,836 人)、博士号取得者は 16,183 人 (16,076 人) であり、近年増加傾向にある。(括弧内は平成 12 年度の数)。

(教育研究機能の向上)

○カリキュラム改革

大学におけるカリキュラム改革の具体的内容として、科目区分の見直し、専門教育・教養教育とも 4 年間を通じて履修できる「くさび型教育課程」の導入、必修・選択の見直し、単位計算の見直し、コース制の導入、卒業要件単位数の見直しが行われており、平成 14 年度の実績は以下のとおり。(括弧内は平成 13 年度の実績)

	国 立	公 立	私 立	計
科目区分の見直し	71 (93)	38 (31)	327 (351)	436 (475)
くさび型教育課程の導入	45 (81)	6 (20)	150 (228)	201 (329)
必修・選択の見直し	77 (83)	35 (20)	321 (262)	433 (365)
単位計算見直し	48 (81)	10 (17)	126 (223)	184 (321)
コース制の導入	31 (50)	10 (6)	172 (148)	213 (204)
卒業要件単位数の見直し	62 (90)	22 (19)	150 (244)	234 (353)

「大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省調査)において、各大学のカリキュラム改革等の実施状況を調査・公表することにより、教育内容の改善に関する、各大学の積極的な取組を促している。

○シラバス作成の取り組み状況

授業の質を高めるシラバス(授業科目名、担当教員名、講義目的、講義概要、毎回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、履修する上での必要な要件等を詳細に示した授業計画)を作成している大学は年々増加しており、平成 14 年度は、669 大学(約 97%)、1,676 学部(約 97%)がシラバスを作成している。(平成 13 年度は、659 大学(約 98%)、1,622 学部(約 96%)が作成)

(厳正な自己点検・評価の実施)

○自己点検・評価実施大学数

大学全体として、自己点検・評価を実施している大学は 603 大学(全大学の 88%、学部による実施

を含めると 631 大学（全大学の 92%）、うち評価結果を公表しているのは 587 大学（97%）、また第三者評価機関による評価を実施しているのは 282 大学（全大学の 41%）である。（いずれも平成 14 年 10 月現在）

○ ファカルティ・ディベロップメントの実施

教員が授業内容・方法を見直し、向上させるための組織的な取り組みでありファカルティ・ディベロップメント（例：新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施等）を実施している大学は、年々増加しており、平成 14 年度現在、458 大学（約 67%）の大学が実施している。（平成 13 年度は 409 大学（約 61%）が実施）

○ 学生による授業評価

大学全体として、学生による授業評価を実施している大学は 472 大学（全大学の 69%、学部による実施を含めると 574 大学（全大学の 84%））、そのうち 194 大学（41%）で授業評価の結果を改革に反映させるための組織的取り組みを行っている。（いずれも平成 14 年 10 月現在）

○ 大学評価・学位授与機構による大学評価

平成 12 年度に創設された大学評価・学位授与機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等に提供するとともに公表している。実績は以下のとおり。

（評価法）

- ・ 全学テーマ別評価：大学等における教育研究活動等について、全学的な課題をテーマとして設定し、各大学等を単位として評価
- ・ 分野別教育評価：大学における教育活動等について、学問分野ごとに学部、研究科を単位として評価
- ・ 分野別研究評価：大学等における研究活動等について、学問分野ごとに学部及び研究科、大学附置研究所、大学共同利用機関を単位として評価

（これまでの実績）

平成 12 年度着手（評価結果を平成 14 年 3 月公表）

- ・ 全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」：112 機関
- ・ 分野別教育評価「理学系」及び「医学系（医学）」：25 組織
- ・ 分野別研究評価「理学系」及び「医学系（医学）」：12 組織

平成 13 年度着手（評価結果を平成 15 年 3 月公表）

- ・ 全学テーマ別評価「教養教育」：95 機関
- 同 「研究活動面における社会との連携及び協力」：113 機関
- ・ 分野別教育評価「法学系」、「教育学系」、「工学系」：36 組織
- ・ 分野別研究評価「法学系」、「教育学系」、「工学系」：18 組織

平成 14 年度着手（評価結果を平成 16 年 3 月公表）

- ・ 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」：115 機関
- ・ 分野別教育評価「人文学系」、「経済学系」、「農学系」、「総合科学」：63 組織

・分野別研究評価「人文学系」、「経済学系」、「農学系」、「総合科学」：30 組織
について、初めて公立大学の参画を得て実施。

(私立大学等における教育研究機能等の強化に向けた取組状況)

○私大助成の状況

私立大学等経常費補助金については、科学技術基本計画や経済財政諮問会議の方針等を踏まえ、世界水準の私立大学づくりを目指す観点から、平成 14 年度より新たに「私立大学教育研究高度化推進特別補助」を創設し、

- ① 優れた教育研究を実践する卓越した大学院への支援
- ② 先端的・先導的学術研究の推進
- ③ 学部における教育の質の向上や教育システムの改善
- ④ 教育研究の高度情報化の推進

を通じて、意欲と可能性に富んだ私立大学への重点的支援を行うなどして助成の充実を図っている。

<予算額の推移(百万円)>

年度		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
	私立大学等経常費補助金	314,250	319,750	321,750	集計中
	うち私立大学教育研究 高度化推進特別補助	—	64,481	67,481	集計中

<私立大学教育研究高度化推進特別補助交付状況>

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
私立大学	451 校	467 校	集計中
私立短期大学	350 校	334 校	集計中
私立高等専門学校	2 校	2 校	集計中

○多様な民間資金の導入に係る対応状況

① 私立大学における受託研究収入の非課税措置の創設

平成 14 年 4 月より、私立大学における一定の受託研究が、法人税法の課税対象から除外された。

② 私立大学等に対する現物寄附に対する現物寄附に係る譲渡所得等の非課税制度の特例の創設

平成 15 年 4 月より、私立大学等に対する現物寄附について、一定の要件の下でみなし譲渡取得の非課税制度の承認要件を満たすものとする等の措置が講じられた。

③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付制度の改善

平成 16 年度税制改正において、日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付制度について、審査手続き等の抜本的な簡素化が進められる。

②国立試験研究機関、独立行政法人等

(基本計画のポイント)

- 国家的・社会的ニーズを踏まえた研究やその将来の発展に向けた基盤的な研究等により創出された成果を効果的に普及・実用化できるよう、大学や産業界との連携を一層強化する。
- 法人の長の裁量の拡大、研究資金の柔軟かつ弾力的運用、成果の積極的な活用を行う。
- 外部資金の獲得による積極的な研究開発により、機関の機能を高めていく。
- 独立行政法人に移行する機関において、優れた研究者の採用や能力に応じた処遇を行う。このため、研究系の職員の選考採用や研究休職に係る手続きの簡素化等を進めるよう、人事院に早期の検討を求める。

(これまでの独立行政法人化の動き)

平成 13 年 4 月 1 日、97 の国立試験研究機関(当時)のうち、68 機関を 32 機関に独立行政法人化(うち、非国家公務員型は(独)経済産業研究所(経済産業省)のみ)し、新たな体制で業務が進められることとされた。(注：(独)産業技術総合研究所(経済産業省)は平成 17 年 4 月に非公務員型に移行予定。)

一方、研究開発型特殊法人等においても、特殊法人等整理合理化計画(平成 13 年 12 月 19 日、閣議決定)により、事業の徹底した見直し等を行い、他の独立行政法人等との統合等により、平成 15 年 10 月に 7 機関が、平成 16 年 4 月に 3 機関が以下のとおり独立行政法人化された。また、法案の提出されていない 2 機関を除く 10 機関のうち、非国家公務員型は 8 機関となっている。

<平成 15 年 10 月>

特殊法人等	独立行政法人の名称	内 容	
科学技術振興事業団(文部科学省)	科学技術振興機構	単独で独立行政法人化	非国家公務員型
日本学術振興会(文部科学省)	日本学術振興会	単独で独立行政法人化	非国家公務員型
理化学研究所(文部科学省)	理化学研究所	単独で独立行政法人化	非国家公務員型
新エネルギー・産業技術総合開発機構(経済産業省)	新エネルギー・産業技術総合開発機構	単独で独立行政法人化	非国家公務員型
宇宙開発事業団(文部科学省)	宇宙航空研究開発機構	廃止した上で、宇宙科学研究所(大学共同利用機関)及び(独)航空宇宙技術研究所と統合し独立行政法人化	非国家公務員型
生物系特定産業技術研究推進機構(農林水産省)	農業・生物系特定産業技術研究機構	廃止した上で、(独)農業技術研究機構と統合して独立行政法人化	国家公務員型
運輸施設整備事業団(国土交通省)	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	廃止した上で、日本鉄道建設公団と統合し独立行政法人化	非国家公務員型

<平成 16 年 4 月>

特殊法人等	独立行政法人の名称	内 容	
通信・放送機構(総務省)	情報通信研究機構	廃止した上で、(独)通信総合研究所と統合して独立行政法人化	国家公務員型
海洋科学技術センター(文部科学省)	海洋研究開発機構	国立大学の付置研究所の一部と統合し独立行政法人化	非国家公務員型

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(厚生労働省)	医薬品医療機器総合機構	廃止した上で、国立医薬品食品衛生研究所、医薬品医療機器審査センターと結合し独立行政法人化	非国家公務員型
----------------------------	-------------	--	---------

<時期未定>

特殊法人等	独立行政法人の名称	内 容
日本原子力研究所(文部科学省)	日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構を廃止した上で統合する方向。 16年度末までに法案提出予定	
核燃料サイクル開発機構(文部科学省)		

(予算規模の推移)

試験研究費に加え、人件費、施設費等を含めた独立行政法人、国立試験研究機関、特殊法人等における予算額は、13年度1兆5,409億円、14年度1兆4,245億円(対前年度比7.6%減)、15年度1兆4,710億円(対前年度比3.3%増)、16年度1兆4,208億円(対前年度比3.4%減)となっている。

(注：独立行政法人に関しては運営費交付金として計上)

(大学や産業界との連携)

産学連携への取り組みについては、独立行政法人を中心に産業界との連携が進みつつあり、主要な機関における産学研究的の推進に係る状況は以下のとおりである。

区 分	産業技術総合研究所			理化学研究所		
	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度
民間共同研究件数	629件	929件	集計中	97件	166件	集計中
民間受託研究件数	78件	129件	集計中	45件	59件	集計中
同 研究費	369百万円	1,112百万円	集計中	452百万円	658百万円	集計中
大学共同研究件数	192件	312件	集計中	65件	90件	集計中
区 分	農業技術研究機構			海上技術安全研究所		
	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度
民間共同研究件数	80件	107件	集計中	49件	53件	集計中
民間受託研究件数	10件	18件	集計中	24件	38件	集計中
同 研究費	4百万円	20百万円	集計中	39百万円	42百万円	集計中
大学共同研究件数	18件	27件	集計中	16件	15件	集計中

※ 件数・金額は契約ベース。

(法人の長の裁量の拡大)

独法化後、法人の長の裁量拡大にともない、以下のような取り組みや工夫がなされている。

- 一 研究プロジェクトの評価(内部・外部)による、研究職員の個人評価結果を受け、研究資金の再配分及び研究員の配置を実施。(厚生労働省 (独)国立健康・栄養研究所)
- 一 研究機関内の研究推進のため、予算枠の中から法人の長の裁量による奨励研究枠を設け、所内公募に

よる競争的な研究資金として活用。(農林水産省 (独)農業工学研究所、環境省 (独)国立環境研究所)
一技術移転の促進のため、研究成果を機関帰属とした上で、褒賞の見直しなど知的財産関係の規程の改正を実施。(文部科学省 (独)航空宇宙技術研究所)
一交付金等充当研究費〇〇億円のうち 100 億円は理事長裁量として予算化し、その中で、理事長はユニット長と長期研究計画、当初の予算等資源投資について「契約(中期計画の一部の実施をユニット長に委任すること)」を締結し、ユニット長は自らの裁量により研究を推進。理事長は評価を通じて研究マネジメントを行っている。また、研究予算の柔軟な運用として、研究予算の次年度への繰越、複数年契約を実施している。(経済産業省 (独)産業技術総合研究所)

(優れた研究者の採用や能力に応じた処遇を行う人事管理)

人事管理においては、優れた研究者の採用等を行うため、研究系の職員の選考採用や研究休職に係る手続きの簡素化、任期付研究員制度の採用手続きの簡素化等について、人事院において以下のような措置がなされている。

一研究系の職員の選考採用に係る手続の簡素化(平成 14 年 4 月 1 日施行)

一定の要件を満たした者を研究系の職員として選考採用する際に、人事院の個別承認が必要であったものを、事後報告の取扱いに変更した。

一研究休職に係る手続の簡素化(平成 14 年 4 月 1 日施行)

自らの研究成果を活用する事業を実施する企業の役員に兼業する国立大学教員等研究職員を休職させる際に、人事院の個別承認が必要であったものを、事後報告の取扱いに変更した。共同研究休職について、従来、休職期間が3年を超える場合には、人事院の承認を必要としていたものを、任命権者の判断により休職期間をあらかじめ5年以内で定めること、及び5年以内で更新することを可能とする取扱いに変更した。

一任期付研究員制度における採用手続等の簡素化

・従前、招へい型任期付研究員の採用には人事院の個別承認が、若手育成型任期付研究員の採用には当該採用計画についての人事院への個別承認等が必要であったものを、いずれも事後報告の取扱いに変更した。(平成 13 年 4 月 1 日施行)

・従前、招へい型任期付研究員の任期を7年又は10年とする場合及び若手育成型任期付研究員の任期を5年とする場合には、人事院の個別承認が必要であったものを、いずれも事後報告の取扱いに変更した。(招へい型については平成 13 年 4 月 1 日施行、若手育成型については平成 14 年 6 月 20 日施行)

・従前、任期付研究員を異動させる場合には、人事院の個別承認が必要であったものを、事後報告の取扱いに変更した。(平成 14 年 6 月 20 日施行)

一人事院規則に基づくプロジェクト任期制における採用手続等の簡素化(平成 13 年 4 月 1 日施行)

従前、人事院規則8-12(職員の任免)第15条の2第2項第2号に基づくプロジェクト任期制における採用や任期の更新について、人事院の個別承認等が必要であったものを、いずれも事後報告の取扱いに変更した。

また、各機関においては、公募制、任期付研究員制度の活用をはじめ、優れた研究者の採用や能力に応じた処遇を行う人事管理を行っており、具体的には以下のような取り組みが行われている。

- － 職員の勤労意欲の向上、上司との意思疎通を目的に、個人に対する評価制度として、短期評価(毎年)と長期評価(数年に一度)を実施。短期評価の結果は「業績手当」※¹として給与に反映、長期評価は昇格、昇給およびキャリアパス形成に反映。運用に当たっては、透明性・公正性に留意。また、給与面での処遇として、各職務における責任の程度および職務の内容に基づいた「職責手当」※²を設定。(経済産業省 (独)産業技術総合研究所)

※ 1 14 年度の場合、給与総額のうち、1.15 ヶ月分に相当する部分を基本額とし、個人評価結果に基づき 50%～200%(特に顕著な業績を上げた場合は 500%まで)の範囲で手当額を決定。

※ 2 独立して職務を行うことのできる職員等に対して定額で支給。例えば、ユニット長や主任研究員等のほか、主任研究員ではない研究員、間接部門の主査、リサーチャー等も対象。

- － 独立行政法人化後、研究員の雇用は任期付任用、給与については年俸制を導入。公平かつ納得性の高い評価の実施により、研究者の意識高揚とともに、次年度の年俸契約改訂時に前年度の評価を反映させ、年俸を変動させる制度を導入。平成 15 年 4 月末現在、全ての常勤研究者(22 名)に適用されている。(経済産業省 (独)経済産業研究所)

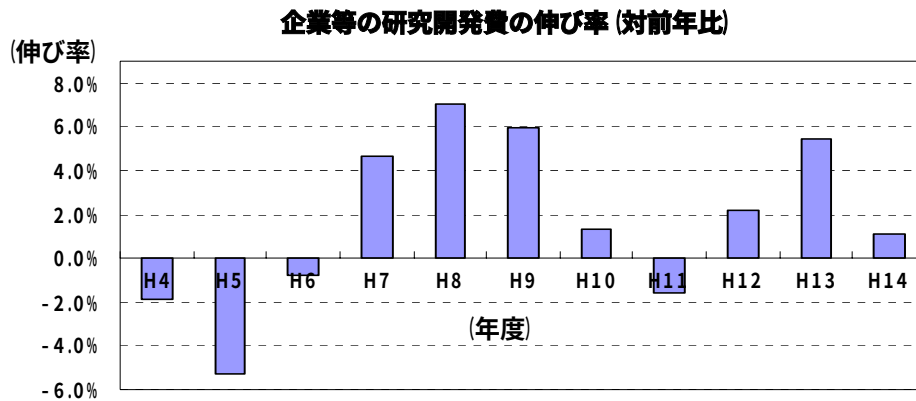
- － 技術進歩の速い I T 関連分野において、理事長の裁量により組織の改編を柔軟に行いつつ、重点課題(ダイナミックプロジェクト)について資金の重点配分(14 年度は運営費交付金の約 2 割)を行い、研究を加速させている。この際、研究成果による特許実施料の 35%を発明者に還元するインセンティブを与えているほか、プレベンチャー制※³により職員の起業により社会へ成果を還元する仕組みを構築。(総務省 (独)通信総合研究所)

※ 3 職務発明による特許を基にした事業化に向け、プロトタイプ開発や実証試験段階にある研究について最長 2 年間支援し、職員の起業を促進する制度。

③ 民間企業

(基本計画のポイント)

- 増加試験研究費控除制度等の研究開発活動促進に資する税制措置や、研究開発のリスクを軽減する技術開発制度の積極的な活用を図る。
- 国は、国費を財源とする委託研究により生じた特許権等の成果については、産業活力再生特別措置法の一層の適用による受託者への帰属の促進等により、その活用を図る。



出典：総務省平成15年科学技術研究調査より作成

(民間の研究開発活動の停滞)

- 企業等の研究開発費総額は、近年では平成8年をピークに伸び率が鈍化し、平成11年度にはマイナスとなった。その後、伸び率はプラスを維持しているものの、平成8年度の7.1%には及ばなかった。(平成14年度の企業等の研究開発費総額は11兆5768億円で我が国の研究費総額の約70%を占める。)

(研究開発税制の抜本的強化)

- **平成15年度に**、研究開発税制として、これまでの増加試験研究税制との選択制で、**試験研究費総額の8～10%（当初3年間は10～12%）を税額控除する制度を創設**、更に、産学官の共同研究、委託研究の時には12%（当初3年間は15%）税額控除する制度を創設し、研究開発税制を抜本的に拡充した（減税規模：約6,000億円）。減税規模もこれまでの20倍以上の規模（従来は140～270億円程度）と米国に比肩するものになった。
- IT投資促進税制として、ソフトウェアを含むIT投資に関し、取得資産の10%相当額の税額控除と取得資産の50%相当額の特別償却との選択適用を認める制度を創設した（平成15年1月1日から平成18年3月31日からの時限措置、減税規模：約6,000億円）。
- 研究開発用の機械、設備等の取得に対して特別償却制度(50%)を創設した。

(特許等の成果の活用)

- 平成14年6月に、総合科学技術会議は「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を決定し、産業活力再生特別措置法第30条（日本版バイ・ドール条項）を、各省庁のすべての委託研究開発に適用を拡大するとともに、米国並の運用を導入するよう、関係大臣へ意見具申した。

- 平成 14 年 6 月以降、日本版バイ・ドール条項を各省庁の全ての委託研究開発に適用するため、経済産業省が中心となり、関係各省と連絡会議を開催した。その結果、各省庁とも平成 14 年度中に関連規定の整備を行い、日本版バイ・ドール条項の適用割合は、平成 13 年度の 57%から、平成 15 年度は、一部の特別な事情のあるものを除き、ほぼ全ての委託研究開発事業に適用された。

2. 産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革

(基本計画におけるポイント)

- 産学官連携の有機的な連携を促進し、革新的な財・サービスが次々と生まれる技術革新システムを構築する。
- 公的研究機関から産業への技術移転を進めるため、産学官連携のための組織的取組を強化する。
- ベンチャー企業活性化のための環境整備については、なお一層の充実を図る。

- 文部科学省の産学連携推進委員会と経済産業省の産学連携推進小委員会での検討結果を踏まえ、平成 13 年 8 月に総合科学技術会議は産学官連携プロジェクトを設置し、産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策の調査・検討を実施した後、平成 14 年 6 月に「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を総合科学技術会議で関係大臣に意見具申した。平成 14 年 9 月、科学技術システム改革専門調査会の下に研究開発型ベンチャープロジェクトを設置し、研究開発成果の実用化・事業化の推進に関する具体的な方策を調査・検討し、平成 15 年 5 月に、「研究開発型ベンチャーの創出と育成について」を総合科学技術会議で関係大臣に意見具申した。

(産学官連携の基本的考え方と推進方策のポイント)

- 大学等において、経営に直結した産学官連携の専門部門の設置等体制を整備するとともに、契約業務に関し、当事者の自主性尊重の原則の下、柔軟で迅速な対応を確保する。
- 産学官のマッチングによる共同研究や、中小企業と大学等との連携を促進する。
- 大学発ベンチャー創出のため、創業支援機能の充実、資金的支援の充実、ベンチャー起業者と支援者の交流組織の構築等を促進する。
- 研究開発投資減税の拡充、共同研究を促進する税制措置を検討する。
- 倒産法制の見直し、個人保証の在り方について検討する。
- 大学において、人材の流動性・多様性を高めるため、具体的目標を定め推進する。

(産学官連携に係る予算及び主要施策)

- 平成 14 年度及び 15 年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」において、産学官連携と大学改革の推進について、また 16 年度においては、産学官連携の推進について、総合科学技術会議としての改革の方針を示した。

これらを踏まえ、①産学官連携のための人材・基盤づくり、②企業化につながる研究開発推進、③円滑な成果の移転、事業立ち上げの支援、といったステージに応じた施策（予算配分）を展開している。

具体的には、

＜基盤整備・環境整備－産学連携のための人材、基盤等づくり＞

- 大学知的財産本部整備事業（【文科省】平成 15 年度：24 億円、平成 16 年度：26 億円）
法人化後の大学における知的財産の原則個人帰属から原則機関帰属への転換を踏まえ、知的財産の有効かつ効率的な管理・活用を促進する体制整備を行う。
- 産学官連携支援事業（【文科省】平成 15 年度：14 億円、平成 16 年度：14 億円）
共同研究センター等に専門人材を派遣する。
- 起業家育成プログラム導入促進事業（【経産省】平成 15 年度：2 億円、平成 16 年度：〇〇億円）
産学連携による起業家や経営人材育成に必要なカリキュラム開発やモデル事業を実施する。

＜研究開発－企業化につながる研究開発推進＞

- マッチングファンドによる産学官共同研究の効果的な推進（【文科省】平成 15 年度：43 億円、平成 16 年度：53 億円）
民間企業が自らの研究資金を活用して大学等と共同研究を行う場合に、経費を助成し、大学等の研究シーズと民間企業の研究ニーズの積極的なマッチングを推進する。（平成 16 年度は、中小企業が共同研究者である場合、企業負担割合を軽減。）
- 大学発事業創出実用化研究開発事業（【経産省】平成 15 年度：24 億円、平成 16 年度：26 億円）
TLO を介して行う産学実用化共同研究に対してマッチング補助を行う。
- 大学発ベンチャー創出のための事業（【文科省】平成 15 年度：23 億円、平成 16 年度：43 億円）
大学発ベンチャーを目指す研究者等に対する技術開発等の支援を行う。

＜研究成果移転・実用化・事業化－円滑な成果の移転、事業立ち上げの支援＞

- 産業技術実用化開発補助事業（【経産省】平成 15 年度：61 億円、平成 16 年度：〇〇億円）
スピンオフベンチャー、大学発ベンチャー（起業後）等に対する技術開発補助を行う。
- 研究成果最適移転事業（【文科省】平成 15 年度：33 億円、平成 16 年度：12 億円）
技術移転プランナーの一貫したサポートの下、研究成果を育成・実用化（周辺特許取得、試作、ベンチャーを目指した開発等）する。

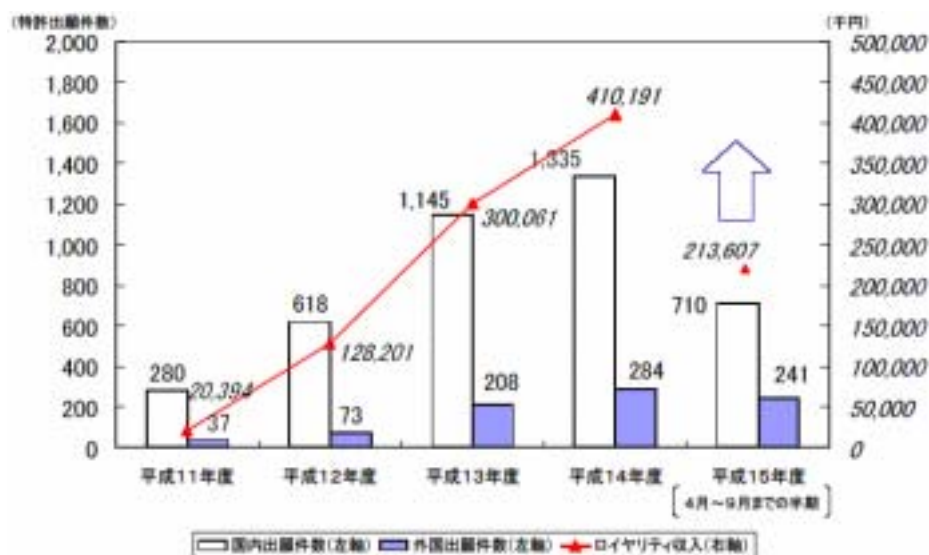
（産学官連携を推進するための環境整備）

- 平成 10 年 8 月に「大学等技術移転促進法（TLO 法）」施行され、大学等の研究成果を事業化に結びつけるための TLO が平成 16 年 1 月までに 36 機関発足した。（図〇〇）
また、TLO による国内外への特許出願件数も平成 11 年度の 317 件から平成 14 年度には 1,619 件（平成 15 年度は 9 月集計時で 951 件）と急増した。（図〇〇）
- 文部科学省は、平成 15 年度より、法人化後の大学における知的財産の原則個人帰属から原則機関帰属への転換を踏まえ、知的財産の有効かつ効率的な管理・活用を促進する体制整備のため、「大学知的財産本部整備事業」を開始した。

図〇〇 承認 TLO の設置状況



図〇〇 承認 TLO の特許出願件数及びロイヤリティ収入の推移



(経済産業省調べ)

[参考] 大学発ベンチャー企業 (日米比較)

出展：経済産業省調べ
米国データはAUTM (米国技術管理者協会) 編
“Licensing Survey 2001”より

注：
日本のTLO数は平成15年10月末現在。
日本の特許出願件数、ライセンス件数、ロイヤリティ収入は平成14年度実績。
日本の大学発ベンチャー企業数は平成15年3月末までの累計。
米国のTLO数、特許出願件数、ライセンス件数、ロイヤリティ収入は2001年度実績。
米国の大学発ベンチャー企業数は1980年度から2001年度までの累計。
大学研究者数は日本2002年、米国1999年 (平成14年度科学技術白書)

	日本	米国
TLO数	36機関	143機関
特許出願数	1335件	5803件
ライセンス件数	349件	3310件
ロイヤリティ収入	4.1億円	8.7億ドル
大学初ベンチャー数	531社	3026社
ライセンス件数／特許出願件数	26%	57%
大学研究者数	28.1万人	18.6万人

(産学官連携を推進するための規制緩和)

- 産学官連携を推進するため、これまでも国立大学教員の規制が相次いで緩和されてきた。まず、平成9年、国立大学等の教員については、一人当たり7件、週8時間の規制が廃止され、民間企業に対する国立大学教員等の研究指導が一定の要件の下で条件付で可能となった。
- 平成12年に、人事院規則が制定され、国立大学教員等による①TLOの役員等、②研究成果活用企業の役員等、③株式会社等の監査役、について兼業が可能となった。
- 平成13年5月に経済産業省が「大学発ベンチャー企業を3年間で1,000社にする」という構想 (平沼プラン) を発表し、ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、公開前規制、私募規制などの見直しを行った。
- 平成14年には、地方財政再建促進特別措置法の関係政令が改正され、地方公共団体から国立大学等に対し、研究にかかわる土地、建物などの無償貸与や、寄附講座の設置が可能となった。人事院規則が改正され、国立大学教員等のTLO及び研究成果活用企業の役員等への兼業の承認権限が人事院から所轄庁の長等に委任され、その権限をさらに国立大学の長等へ再委任できるとされた。
- 平成15年度から、構造改革特別区域で、TLO役員兼業及び研究成果活用企業役員兼業については、一定の要件の下で勤務時間内に兼業できることとなった。また、民間企業における研究開発などの産学官連携関連の非役員兼業については、平成15年度から、全国で、一定の要件の下で勤務時間内に兼業できることとなった。
- 平成16年4月の国立大学法人化に伴い、兼職・兼業に係る制度は各大学の運営方針の下で、自主的な判断により制定できることとなった。

(産学官連携のための意識改革)

- 産学官連携サミット

産学官連携を推進するためには、関係者の意識改革、機運の醸成が不可欠である。そこで内閣府、(社)日本経済団体連合会、日本学術会議が中心となって平成13年11月に「第1回産学官連携サミット」が東京で開催された。このサミットでは、小泉総理の出席を得て、全国規模で大学の学長・

総長 100 名、企業等の社長 110 名、その他国の研究機関のトップ等、併せて 300 名以上が一堂に会し、対話・交流を行った。平成 14 年 11 月の「第 2 回産学官連携サミット」（参加者：約 1,200 人、東京）、平成 15 年 11 月の「第 3 回産学官連携サミット」（参加者：約 1,100 人、東京）では、産業界、大学、研究機関、地方自治体等のトップが参加し、研究人材育成・共同研究推進プロジェクト等につき成功事例報告等が行なわれた。

○ 地域産学官連携サミット

平成 13 年 10 月から平成 14 年 3 月にかけて、全国 9 地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄）で約 4,400 人以上が参加し、「地域産学官連携サミット」が開催された。産学官連携を軸として、地域経済の活性化を図ろうとする地元関係者が、活発な議論を展開した。平成 14 年度の「地域産学官連携サミット」は、中国地方(松江市)、中部地方(名古屋市)で開催され、計 1,100 人が参加した。

○ 産学官連携推進会議

平成 14 年 6 月、内閣府、(社)日本経済団体連合会、日本学術会議の主催により、全国の企業、大学、行政等のリーダーや実務者（3,700 人以上が参加）による「第 1 回産学官連携推進会議」が京都で開催され、産学官の実務者レベルの課題に関し議論を行った。「第 2 回産学官連携推進会議」は、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、(社)日本経済団体連合会、日本学術会議の主催により、平成 15 年 6 月に京都で開催され、4,000 人が参加した。

(ハイテク・ベンチャー企業活性化のための環境整備)

○ 創業支援・ベンチャー関連税制を以下のように改正した。

【平成 15 年度】

- エンジェル税制について、現行の優遇措置の要件が緩和されるとともに、ベンチャー企業(特定中小会社)への投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除する等の措置を講じた。
- 資金調達難の中で残されていた手段である内部留保充実のため、自己資本比率 50%以下の中小企業について留保金に対する課税を停止した。

【平成 16 年度】

- エンジェル税制の対象となるベンチャー企業(特定中小会社)を広げ、対象となる特定株式の譲渡期間等の要件を緩和した。
- 非上場株式の譲渡益に対する減税、特定事業用資産についての課税価格計算の特例等の措置が取られた。

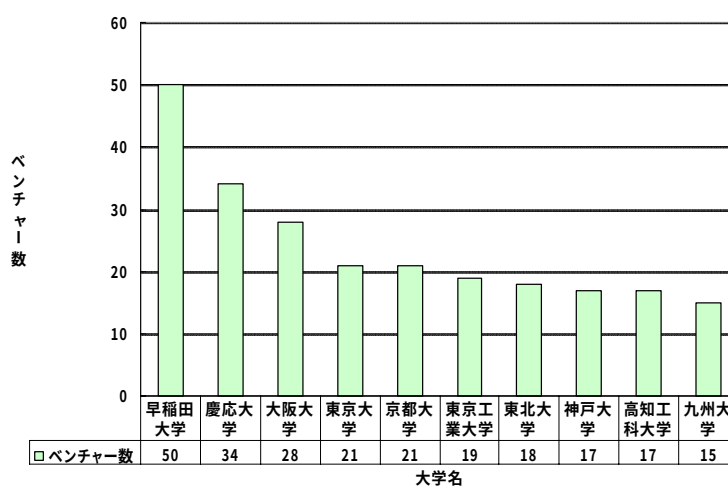
○ 総合科学技術会議では、平成 14 年 9 月、科学技術システム改革専門調査会の下に研究開発型ベンチャープロジェクトを設置し、企業、大学等、公的研究機関での研究開発成果の実用化・事業化の推進に関する具体的な方策を調査・検討し、平成 15 年 5 月、「研究開発型ベンチャーの創出と育成について」をとりまとめた。

【参考】

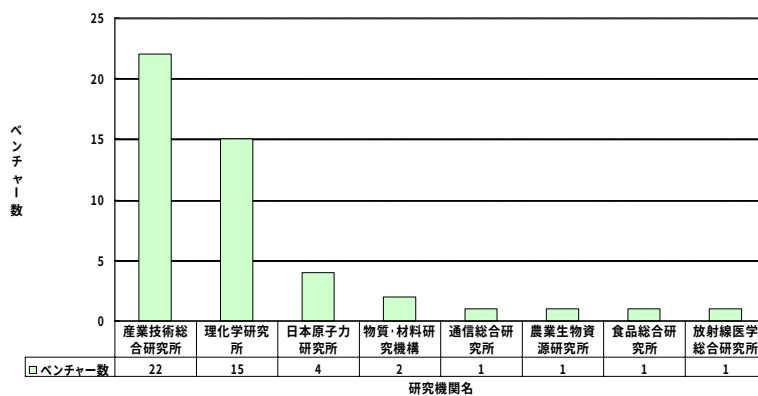
＜大学発ベンチャーおよび政府系研究機関発ベンチャー＞

大学発ベンチャーの設立数は、90年代末より顕著に増加し、特に、2000年における「国立大学教官等の民間企業役員への兼業規制の緩和」とともに、大学発ベンチャーの設立数の顕著な増加が見受けられた。大学別ベンチャー数ベスト10は図〇〇に示すとおりとなっており、上位から、早稲田大学（50件）、慶応大学（34件）、大阪大学（28件）、東京大学・京都大学（各21件）と続いている。図〇〇は政府系研究機関発ベンチャー数の内訳を示しており、ベスト3は、産業技術総合研究所（22件）、理化学研究所（15件）、日本原子力研究所（4件）となっている。

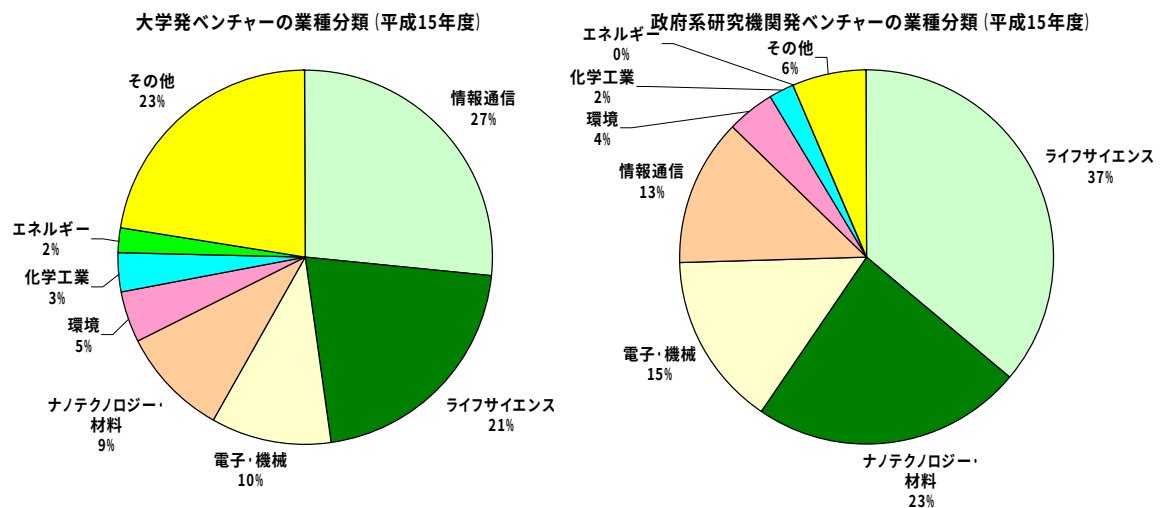
図〇〇 大学発ベンチャー数ベスト10



図〇〇 政府系研究機関発ベンチャーベスト 8



図〇〇 大学発および政府系研究機関発ベンチャーの業種分類



注：2003年8月時点における614社の内訳

大学発および政府系研究機関発ベンチャーの業種別内訳を見ると、図〇〇に示すとおり、第2期基本計画の重点4分野に関わる創業が全体の6～7割を占めていることがわかる。特に情報通信、ライフサイエンス、ナノテクノロジー・材料分野がベンチャー企業を創出しやすい状況になっていると考えられる。

出典：「平成15年度大学発ベンチャーに関する調査結果について」
(平成16年1月、筑波大学報道発表資料)

3. 地域における科学技術振興のための環境整備

(基本計画のポイント)

- 地域のイニシアチブの下での知的クラスター形成を実現するため、国は共同研究を含む研究開発活動の推進、人材の養成・確保、技術移転機能等の充実を図る。
- 地域の大学等の公的研究機関が独自の研究ポテンシャルを発揮するとともに、研究成果の企業化・実用化を図る。

知的技術革新・産業集積（地域クラスター）形成を目指した知的技術革新集積（知的クラスター）、地域再生・産業集積（産業クラスター）両計画等地域における科学技術振興のための取組が各地で推進されてきた。

今後、地域におけるイノベーションの自律的発展の状況が問われる段階へと移行する中で、施策の効果について検証が適時に行われ、施策の進展の状況に応じて支援を重点化していくことが必要である。

(地域科学技術振興関連施策)

過去3年間の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」においては、地域における実用化技術開発の推進や知的クラスター創成事業、産業クラスター計画の連携による地域クラスターの形成促進等を指摘しており、平成16年度の同方針においては、公共事業依存型の地域経済発展から、科学技術駆動型の地域経済発展への流れを一層推進するため、

- ・ 地域の中堅・中小企業等を中心とした、産学官連携等による多様で優れた実用化技術開発、特に、地域の独自性、特性を活かした研究開発課題等に対する国の支援の推進
- ・ 「知的技術革新集積（知的クラスター）」及び「地域再生・産業集積（産業クラスター）」の両計画の密接な連携を図りつつ、知的技術革新・産業集積（地域クラスター）の形成の促進に取り組むべきとされている。

(地域クラスターの形成)

知的クラスター創成事業（文部科学省）及び産業クラスター計画（経済産業省）をはじめとし

て、地域における産学官の連携、ネットワークの構築により、連続的なイノベーションを創出

する地域クラスターの形成が推進されている。

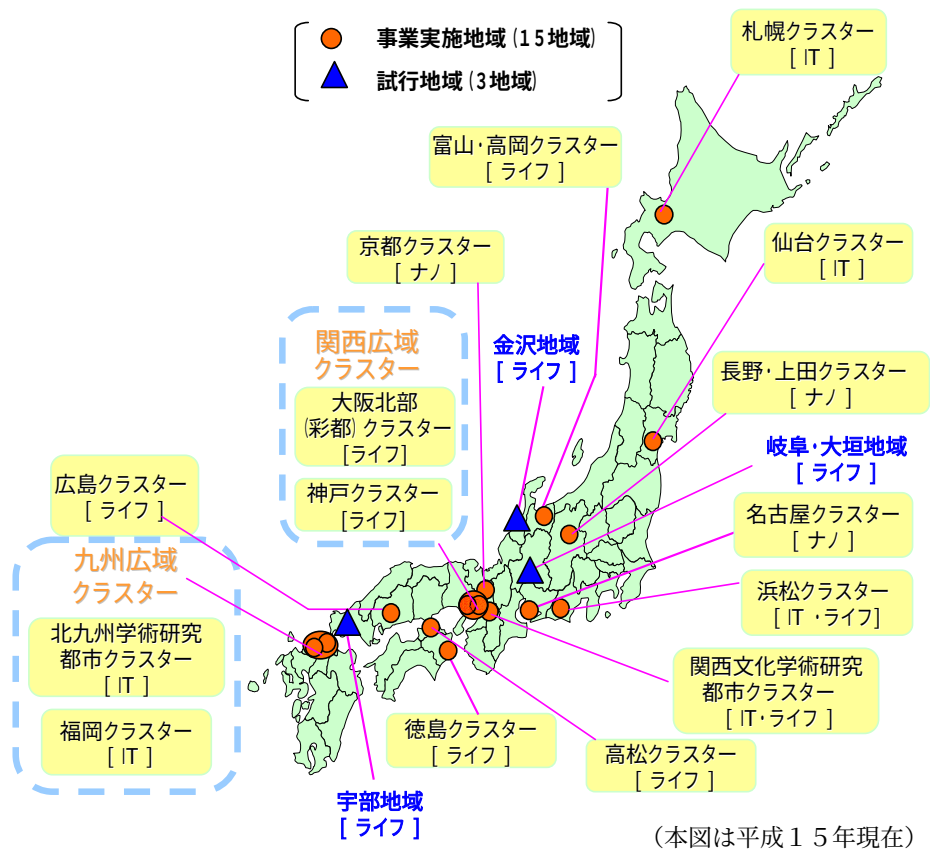
○知的クラスター創成事業

知的クラスター創成事業は、自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点としての大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企业等による国際的な競争力のある技術革新のための集積（知的クラスター）の創成を目指して、平成14年4月に12地域（10クラスター）を選定し、平成15年2月には試行地域のうち3地域を本格事業実施地域に移行した。さらに、平成16年2月には3地域の試行地域が本格事業実施地域に移行し、現在、全国18地域で事業が実施されている。

各地域においては「知的クラスター本部」の設置、科学技術コーディネータの配置、産学官連携共同

研究等が行われている（平成 14 年度 60 億円、平成 14 年度補正 6 億円、平成 15 年度 69 億円、平成 16 年度 90 億円）。

図 知的クラスター創成事業実施地域

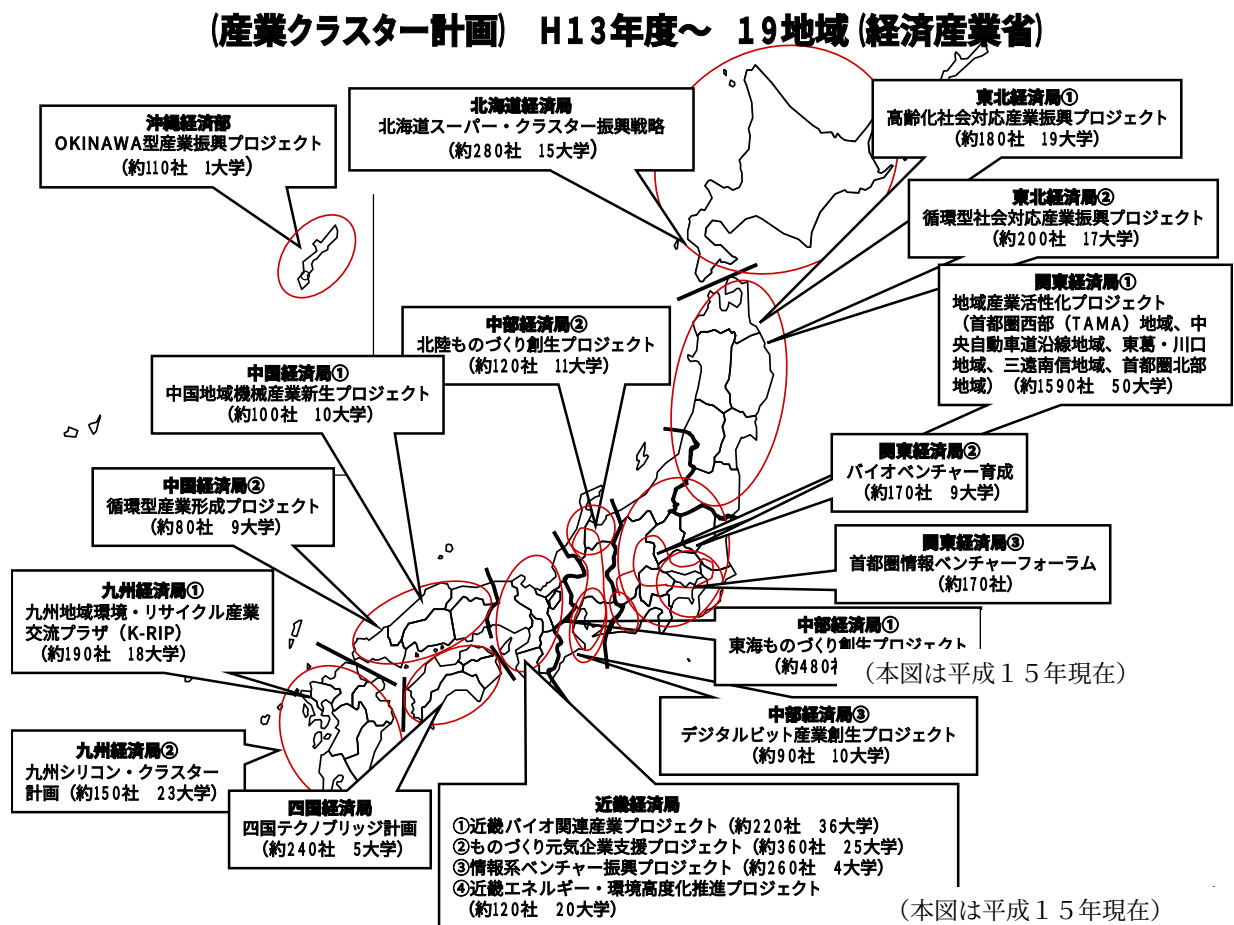


○産業クラスター計画

産業クラスター計画は、各地域経済産業局を結節点として、産学官の広域的な人的ネットワークを形成するとともに、経済産業省の地域関連施策を総合的・効果的に投入することにより、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積の形成を目的としている。

本計画は平成 13 年度に開始され、産学官の広域的な人的ネットワークの形成、技術開発支援、インキュベータ施設等の起業環境整備等を三位一体として、現在、3,800 社、約 200 大学の参加を得て、全国で 19 プロジェクトが展開されている（平成 13 年度 294 億円、平成 14 年度 353 億円、平成 14 年度補正 91 億円、平成 15 年度 385 億円、平成 16 年度 490 億円）。

図 産業クラスター計画 19プロジェクト



○科学技術施策の地域における円滑な展開を図るための人材の養成・確保

地域の研究開発活動に対して、技術の活用について評価を行う、いわゆる「目利き」などの人材の養成・確保やコーディネート機能の強化、地域間の連携も視野に入れた技術移転の推進等を行うコーディネータが全国各地に配置されるようになっている。

表 コーディネータの配置状況

科学技術コーディネータ等 (JST)	99
技術移転プランナー等 (JST)	23
大学地域共同研究センター産学官連携コーディネータ	102
日本新事業支援機関協議会インキュベーションマネージャー	23
産業技術総合研究所産学官連携コーディネータ	28
全国特許流通アドバイザー (TLOへの派遣)	36
全国特許流通アドバイザー	66
計	377

数値は平成14年度末。出典：科学技術振興調整費「基本計画の達成効果の評価のための調査」。(財)全日本地域研究交流協会「地域の科学技術振興状況の総合的調査研究」、平成14年、(独)工業所有権総合情報館「特許流通促進事業ガイド」、平成15年に基づき科学技術政策研究所作成。

○知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携

効率的な地域クラスターの形成促進に向けて、両事業については、関係機関による「地域クラスター推進協議会」の設置、両事業の対象機関の連携、合同成果発表会の実施等の連携事業が実施されている。

表 産業クラスター計画と知的クラスター創成事業との連携

産業クラスター計画	知的クラスター創成事業	地域クラスター推進協議会	地域実施機関の一体的活動	
			産業クラスターの事務局機関	知的クラスターの中核機関
北海道スーパー・クラスター振興戦略	札幌地域(札幌ITカロッツェリアクラスター)	北海道ITクラスター推進協議会	(財)北海道科学技術総合振興センター(IT推進室)	(財)北海道科学技術総合振興センター(IT推進室)
高齢化社会対応産業振興プロジェクト 循環型社会対応産業振興プロジェクト	仙台地域(仙台サイバーフォレストクラスター)	東北地域クラスター推進会議	(株)インテリジェント・コスモス研究機構 (社)東北ニュービジネス協議会	(株)インテリジェント・コスモス研究機構
地域産業活性化プロジェクト	長野・上田地域(長野・上田スマートデバイスクラスター) 浜松地域(浜松オプトロニクスクラスター)	長野・上田知的クラスター創成推進協議会 浜松地域クラスター推進協議会	(財)長野県テクノ財団 浜松商工会議所	(財)長野県テクノ財団 (財)浜松地域テクノポリス推進機構
東海ものづくり創生プロジェクト 北陸ものづくり創生プロジェクト	名古屋地域(名古屋ナノテクものづくりクラスター) 岐阜・大垣地域(岐阜・大垣バーチャルシステム) 富山・高岡地域(とやま医薬バイオクラスター) 金沢地域(石川ハイテクセンシングクラスター)	東海地域クラスター推進協議会 北陸地域クラスター推進協議会 中部地域産学官連携懇談会	(社)中部経済連合会 (財)北陸産業活性化センター	(財)科学技術交流財団(名古屋) (財)岐阜県研究開発財団 (財)富山県新世紀産業機構 (財)石川県産業創出支援機構
ものづくり元気企業支援プロジェクト 近畿バイオ関連産業プロジェクト	京都地域(京都ナノテククラスター) 関西文化学術研究都市地域(けいはんなヒューマン・エルキューブクラスター) 大阪北部(彩都)地域(大阪北部(彩都)バイオメディカルクラスター) 神戸地域(神戸トランスレーショナルリサーチクラスター)	近畿地域クラスター推進会議 関西広域クラスター合同本部会議	(財)大阪科学技術センター	(財)京都高度技術研究所 (株)けいはんな (財)千里ライフサイエンス振興財団(大阪) (財)先端医療振興財団(神戸)
中国地域機械産業新生プロジェクト 循環型産業形成プロジェクト	広島地域(広島中央バイオテクノロジークラスター) 宇部地域(やまぐち・うべメディカル・イノベーション・クラスター)	中国地域産学官共同会議(産学官コラボレーション会議)	(社)中国地域ニュービジネス協議会	中国地域産学官共同会議(産学官コラボレーション会議)
四国テクノブリッジ計画	高松地域(高松希少糖バイオクラスター) 徳島地域(徳島健康・医療クラスター)	希少糖プロジェクト戦略委員会 徳島地域クラスター推進協議会	(財)四国産業・技術振興センター	(財)かがわ産業支援財団 (財)とくしま産業振興機構
九州シリコンクラスター計画 九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ	福岡地域(福岡システムLSI設計開発クラスター) 北九州学術研究都市地域(北九州ヒューマンテクノクラスター)	九州地域クラスター推進会議(福岡、北九州合同)	(財)九州地域産業活性化センター (財)九州産業技術センター	(財)福岡県産業・科学振興財団 (財)北九州産業学術推進機構

(その他の地域科学技術振興施策)

知的クラスター創成事業、産業クラスター計画の他に主要な地域科学技術振興施策については以下のようなものがある。

○戦略的情報通信研究開発推進制度（総務省：平成 15 年度 24 億円の内数、平成 16 年度 31 億円の内数）

情報通信技術の研究開発力の向上及び競争的な研究環境の形成による研究者のレベルアップを図り、世界をリードする知的財産を創出を図る。平成 16 年度より地域活性化に資する研究開発課題を支援。

○都市エリア産学官連携促進事業（文部科学省：平成 14 年度 25 億円、平成 15 年度 31 億円、平成 16 年度 34 億円）

都市エリアに着目し、自治体の主体性、地域の個性発揮を重視して、大学等の「知恵」を活用し、新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指す。

○地域結集型共同研究事業（文部科学省：平成 13 年度 68 億円、平成 14 年度 60 億円、平成 15 年度 53 億円、平成 16 年度 49 億円（独立行政法人の運営費交付金中の推計値））

国として推進すべき重点分野において、地域のポテンシャルを結集し、関係研究機関の有機かつ大きな連携による集約的な研究開発を実施し、新技術・新産業の創成を目指す。

○研究成果活用プラザにおける地域の研究開発等の推進（文部科学省：平成 13 年度 17 億円、平成 14 年度 31 億円、補正 12 億円、平成 15 年度 33 億円、平成 16 年度 33 億円（独立行政法人の運営費交付金中の推計値））

研究成果活用プラザ（全国 8 箇所）において、地域における新産業の創出やベンチャー支援に資するコーディネート活動、技術開発活動、ベンチャー創業支援活動を展開し、技術移転を強力に推進する。

○先端技術を活用した農林水産研究高度化事業（農林水産省：平成 13 年度 16 億円、平成 14 年度 18 億円、平成 15 年度 20 億円、平成 16 年度 30 億円）

地域の特色を活かした農林水産物の生産、加工技術の開発等を産学官連携による競争的研究資金の活用により実施する。

(構造改革特別区域について)

- ・ 平成 14 年 12 月に構造改革特別区域法が制定され、平成 15 年 4 月以降 4 次にわたり地方公共団体から特区計画の認定申請が行われた。平成 16 年 3 月までに 324 の特区計画が認定されている。
- ・ 産学連携に関連する特区は、現在、全国に 35 地域認定され地域国立大学等の試験研究施設の民間企業による廉価使用の要件緩和、外国人研究者の在留資格緩和及び在留期間延長等が特例措置として認定されている。

表 産学連携関連特区

産学連携関連特区		
北海道	北海道、札幌市	さっぽろベンチャー創出特区
北海道	函館市	マリン・フロンティア科学技術研究特区
宮城県	仙台市	国際知的産業特区
山形県	山形県	超精密技術集積特区
山形県	鶴岡市	鶴岡バイオキャンパス特区
福島県	福島県	知的創造・開発特区
茨城県	茨城県	つくば・東海・日立知的特区
千葉県	千葉県	千葉県新産業創出特区
神奈川県	神奈川県、横浜市	京浜臨海部再生特区
神奈川県	神奈川県、川崎市	国際環境特区
長野県	長野県、長野市	ものづくり研究開発促進特区
静岡県	静岡県	先端健康産業集積特区
静岡県	静岡県、浜松市、浜北市、天竜市、細江町、引佐町	光技術関連産業集積促進特区
愛知県	愛知県、名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、尾張旭市、長久手町	あいち・なごやモノづくり研究開発特区
京都府、大阪府、奈良県	京都府、大阪府、奈良県	けいはんな学研都市知的特区
京都府	京都市	知の創出・活用特区
大阪府	大阪府	バイオメディカル・クラスター創成特区
大阪府	大阪府	ハイテク産業創造特区
兵庫県	兵庫県	国際経済特区
兵庫県	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区
兵庫県	神戸市	先端医療産業特区
広島県	広島県、広島市、呉市、東広島市	広島研究開発・創業特区
山口県	山口県、宇部市	宇部地域産学公連携研究開発促進特区
香川県	香川県	糖質バイオクラスター特区
愛媛県	愛媛県、松山市、重信町	愛媛バイオ研究開発特区
福岡県	福岡県、北九州市、福岡市	ロボット開発・実証実験特区
福岡県	福岡県、大牟田市	環境創造新産業特区
福岡県	福岡県、久留米市	久留米アジアバイオ特区
福岡県	福岡県、飯塚市	飯塚アジア IT 特区
佐賀県	伊万里市	伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区
熊本県	熊本県	熊本県半導体産業特区
宮崎県	宮崎県	リゾート宮崎 IT 特区
産学連携関連／農業関連		
青森県	青森県	津軽・生命科学活用食料特区
国際物流関連／産学連携関連		

愛知県	愛知県、豊橋市、蒲郡市、田原市、御津町	国際自動車特区
福岡県	福岡県、福岡市	福岡アジアビジネス特区

（規制緩和）

＜地方財政再建促進特別措置法関連＞

平成 14 年 11 月に関係政令（地方財政再建促進特別措置法施行令）改正され、研究開発に係る土地・建物などの無償貸与や寄付講座・寄附研究部門の設置が可能となった。

表 地方自治体による寄付講座・寄附研究部門設置の事例

受入大学	寄付者		設置時期	内容
岩手大学	岩手県 北上市	ものづくりの基盤となる金型 製造業が集積する	平成15年5月	同大学金型技術研究センターに総合技術としての金型技術研究の高度化等を図る寄付研究部門を設置
金沢大学	石川県	生活習慣病の予防、早期発見、早期治療など地域の重要課題の解決を目指す	平成15年6月	同大学医学系研究科に生活習慣病に関する教育、研究、診療、公開講座開催を行う「生活習慣病講座」を設置
香川医科大学 (現、香川大学)	香川県	ガン細胞などの増殖抑制効果があるとされる希少糖など糖質バイオ研究に力を注いでいる	平成15年9月	同大学総合生命化学実験センターに糖鎖とタンパク質などとの相互作用を解析する寄付研究部門を設置

各所ホームページ等を編集して作成

＜国有財産法関連＞

平成 14 年 6 月に国有財産法に関連する財務省通知（国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について）が改正。国立大学等の研究成果を活用した事業を行う中小企業又は個人（いわゆる「大学発ベンチャー」）に対し、その事業の用に供するため国立大学等の施設を使用させることが可能となった。